

論 説

近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の研究（2）

増 田 知 子¹⁾
佐 野 智 也²⁾

<目次>

はじめに

第一部 近代日本の興信業における『人事興信録』

第一章 明治・大正初期の興信業

第二章 人事興信所と『人事興信録』

第二部 人事興信録の記載項目・形式と内容

第一章 人事興信録の記載項目・形式について

第二章 人事興信録の記載内容の集計

(以上、前 275 号)

第三部 明治後半から大正初期の社会変容と『人事興信録』（以下、本号）

はじめに

第一章 『人事興信録』の世界

一 大正初期の『人事興信録』の講読者

二 「人事興信録購読者芳名表」と『人事興信録』

三 東京府、大阪府、兵庫県

第二章 地主の富裕化

一 東京の大土地所有者

二 地方の大地主

三 縁組

1) 名古屋大学大学院法学研究科教授・同研究科附属法情報研究センター長、第三部分担執筆

2) 名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センター特任講師、第四部分担執筆

論 説

第三章 新貴族の形成

- 一 旧大名家の生活と財政状態
- 二 旧大名家と旧公卿家の財産と所得高（日露戦争前）
- 三 「新貴族」の形成
- 四 姻戚関係のネットワーク化
- 五 養子制度の活用

結語

第四部 『人事興信録』の定量比較分析とネットワーク分析

序

第一章 『日本帝国人口静態統計』との比較

- 一 はじめに
- 二 性別による採録率
- 三 身分別の採録率
- 四 道府県別の採録率

第二章 『日本紳士録』との比較

- 一 はじめに
- 二 採録率
- 三 未採録者の内訳

第三章 『人事興信録』のネットワーク分析

- 一 次数上位者の分析
- 二 参照ネットワークの可視化による全体分析
- 三 参照ネットワークの可視化による次数上位者の分析

結語

はじめに

前号（1）³⁾で述べたように、1902年（明治35）に内尾直二が創業した人事興信所の経営方針は商業興信ではなかった。「社会の表面に立ち、交際の活発な紳士」⁴⁾についての戸籍調査や探偵業務を通じて本人および家族情報を収集し、その情報を必要としている顧客に販売するというものであった。ただし、同所は調査・探偵業に加えて、大変な手間とコストを要する『人事興信録』の編纂業務を行い、併せて、通常の個人情報のほかに結婚情報の提供を開始した。家族・親戚情報の充実している『人事興信録』は、そのためのカタログ的機能も発揮したと考えられる。

ただし、この考察は人事興信所が自ら説明している経営内容の変化に注目して得られたものである。同所の提供するサービスの利用者の側の分析から得られたものではない。そこで、実際の『人事興信録』の購読者に目を向け、購読者の属する社会階層について考察を行うこととする。実は、筆者は偶然、古書店で大正初期の「人事興信録購読者芳名表」（以下、「芳名表」と略記）を入手することができた。「芳名表」には、大判の一枚紙の両面に全国都道府県、樺太、朝鮮、支那、台湾、諸外国の地域別に購読者の氏名とその職業がぎっしりと記載されていた。掲載されている購読者のうち、個人は2595名⁵⁾、また、官公署、病院、図書館、学校、団体、銀行、保険会社、新聞・通信・雑誌社、その他の会社・商店等は113カ所であった。ただし、同表には発行年月日の記載がなく、購読者の府県知事の全10名、台湾総督（伯爵佐久間左馬太）、台湾馬公要港部司令官（海軍少将江口麟六）の在職期間を照合した結果、大正3年から4年にかけての時期のものであると推定できた⁶⁾。これは、データベース化した『人事興信録』大正四年・第四版とちょうど時期が重なる。『人事興信録』と「芳名表」

3) 増田知子・佐野智也「近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の研究（1）」、『名古屋大学法政論集』第275号、2017年12月。

4) 実際には、大正四年・第四版の採録者1万3917名中、女性13名が採録されていた。

5) 京都府の「三井家」も一名と数えている。

6) ただし、購読者の公爵・毛利元忠について、大正2年12月に没し、元恒が襲爵していたにもかかわらず、芳名表は元忠となっていた。『人事興信録』に採録されている華族のデータが正確ではないことについては、前掲、「人事興信録（人事興信社）の研究（1）」（前275号掲載）の第二部第二章を参照。

を照合し、検討することで『人事興信録』の採録者とその講読者との関係を明らかにする。採録者だけでなく講読者も含めた『人事興信録』の特徴が明らかにできれば、明治後半から大正初期にかけての社会の実相を知る手がかりにできると考える。

ところで、近代日本の産業革命後の社会の実相について、卓越したルポルタージュがあるので、それも参考にしたい。「日本の下層社会」で知られた横山源之助の明治期の富豪史に関する記述である⁷⁾。横山の記述と、『人事興信録』、「芳名表」、『日本紳士録』のデータとを照合することは、数量的データと記述的データを照合することを意味する。明治後期から大正初期の日本社会を分析、考察する上で、『人事興信録』がレファレンス資料に止まらないリアルな情報源として再活用できると考える。

第一章 『人事興信録』の世界

一 『人事興信録』の講読者

「芳名表」の欄外には、次のような宣伝文が記載されていた。興味深いことに、それらの宣伝文には単なる宣伝文句ではない、人事興信録と講読者の関係性が示唆されていた。

「日本文の書籍にして本書の如く全世界至る處に分布せられたるもの果して他に在りや」

「本書の如く公私上下の差別なく全社會に行渡りて個人と團體とに利用せらるゝ者果して他に在りや」

「◎凡そ書籍の眞價は其の講讀者の質と數とを仔細に點檢して初めて明瞭に之を判定するを得べし」

「◎見よ斯くの如き有力の團體と斯くの如き盛名の紳士とは本書の講讀者たり」

最初の宣伝文の「全世界至る處」は明らかに誇大宣伝であった。だが、当時の日本人にとっての「世界」を、大日本帝国の拡大していった領域、

7) 立花雄一編・横山源之助著『横山源之助全集』法政大学出版会の第5巻（2004年）および第6巻（2005年）に所収。

空間という観点で見ると、前号（1）で示した日本の商業興信業の事業網と一致していることが確認できる。宣伝文の二番目の「本書の如く公私上下の差別なく全社会に行渡りて個人と團體とに利用せらるる者果して他に在りや」についてはどう考えられるだろうか。

「芳名表」の講読者個人を府県別に見ると、東京府 1141 名、京都府 76 名、大阪府 230 名、神奈川県 89 名、兵庫県 107 名、長崎県 29 名、新潟県 36 名、埼玉県 18 名、群馬県 14 名、千葉県 22 名、茨城県 11 名、栃木県 24 名、奈良県 14 名、三重県 19 名、愛知県 76 名、静岡県 21 名、山梨県 23 名、滋賀県 21 名、岐阜県 13 名、長野県 25 名、宮城県 16 名、福島県 17 名、岩手県 12 名、青森県 12 名、山形県 12 名、秋田県 15 名、福井県 12 名、石川県 25 名、富山県 16 名、鳥取 4 名、島根県 10 名、岡山県 30 名、広島県 48 名、山口県 19 名、和歌山県 14 名、徳島県 10 名、香川県 10 名、愛媛県 25 名、高知県 10 名、福岡県 58 名、大分県 11 名、佐賀県 16 名、熊本県 20 名、宮崎県 16 名、鹿児島県 14 名、沖縄県 3 名、北海道 29 名、樺太 3 名、朝鮮 25 名、台湾 40 名、支那 23 名、諸外国 12 名、総計 2595 名となっていた。そこには、全都道府県および「外地」、さらには諸外国に駐在する日本名の購読者を確認することができる。

「芳名表」に掲載された官民の組織・部署、団体等の購読者数の内訳は、中央・地方の役所、学校・図書館、病院、団体、新聞・通信社、銀行、保険会社、他の会社・商店およびその支店・出張所等となっていた。所在地域は全国（樺太、朝鮮、台湾等の外地を含む）で、総計 1129 となっていた。その最多の東京府についてみると、内閣 10、帝国議会 2、官庁 41、学校 19、図書館 4、病院 3、協会・団体等 40、大使館 3、新聞・通信・雑誌社 47、銀行（本支店等）86、保険会社 46 社、その他の会社 160 社（本支店等）等、総計 461 となっていた。また、「芳名表」の冒頭には、帝室（青山御所、麻布御殿）、宮家（有栖川宮家、伏見宮家、華頂宮家、山階宮家、東伏見宮家、李王世子邸）が掲げられており、これらを合わせると 469 となる。

以上の事実から、東京に講読者が集中しているものの、宣伝文の二番目の「全社会に行渡りて個人と團體とに利用せらるる」は事実であるといつてよかった。また、「公私上下の差別なく」については、『人事興信録』の性格上、「公私上下」の区別、身分・資産等の社会階層の区別の存在が前提になっていた。そうした身分、階層の別なく広く講読されている、という

のが趣旨ではないかと考えられる。この宣伝文句には、近代産業社会において形成される階層社会、階級社会における自由主義的感覚が内包されているとあってよいだろう。もっとも、実際に講読者を広く獲得しているのかについては、「芳名表」からだけでは不明である。一瞥する限り、身分や職業の肩書きから富裕層が講読者であること、会社については一流であることが示されているだけである。三番目の「◎凡そ書籍の眞價は其の講読者の質と數とを仔細に點檢して初めて明瞭に之を判定するを得べし」についてであるが、講読者の質と量が『人事興信録』の眞価をどのように示すものになるのか、それについては、「芳名表」と『人事興信録』を照合し、両者の関係性を解明することが必要となる。

二 「人事興信録購読者芳名表」と『人事興信録』

では、講読者の質と量が、『人事興信録』の眞価をどのように示すのか、検討することとする。「芳名表」は大正3年から4年にかけてのものである。同表と大正四年（第四版）『人事興信録』とデータを照合し、検討を行う。前号（1）（第二部第二章）で明らかにしたように、同版『人事興信録』における採録者は、少数の位階勲等の上位の華族・大富裕層に偏ることなく、平民が70%を占めていた。位階勲等についてみると、従四位～従五位、勲三等～五等が分厚くなっていた。また、地域としては全国の都道府県出身者をまんべんなくカバーしていた。本論では、さらに、全都道府県の世帯数と採録者数の比率を比較したデータも示すこととした（第四部第一章）。大正初期の人事興信所のターゲットは、大富裕層だけではなく、その次に連なる階層と世代も対象にしていたといえる。

「芳名表」の講読者、講読機関についてはどうであろうか。「芳名表」と『人事興信録』のデータを付き合わせた結果、「芳名表」に掲載の2595名中2185名、84%が一致した。ただし、人事興信所による地方の人事情報調査・収集は、東京と比べるとタイムラグがあるため、大正四年版で故人として確認できた人名に加えて、昭和三年（第八版）、昭和九年（第十版）まで検索し、採録者とその家族、親戚の人名との照合を行った。

タイムラグというのは、人事興信所は地方の戸籍調査について、「原籍を東京市外に有する人に對しては其戸籍役場に向ひ悉く戸籍謄本の下附申請をなしたるも、役場の取扱は太だ迅速をかく缺き之が為編輯ノ切の間

に合はざりしものあり、之れ亦五版に俟つものなり」(大正四年版「例言二」)と述べていたためである。また、本研究で人名を照合する作業中、昭和三年（第八版）、昭和九年（第十版）に掲載されている、次世代の採録者の家族・親戚欄に当該人物の名前を発見することがしばしばあった。

その結果、「芳名表」掲載の2595人中、『人事興信録』にまったく記載されていないと推定できた人名は、わずか164名、全体の6.3%に過ぎなかった。「芳名表」で公表された購読者は人事興信所が収集し続けた人事情報の中にはほぼすべて収まっていた。「芳名表」の購読者は、『人事興信録』の採録者本人、家族、親戚であった。人事興信所は彼らの情報を収集して販売し、同時に彼らに購入させることについても成功していたということになる。『人事興信録』（大正四年版）の採録者は1万3917名で、「芳名表」に掲載されているのは、2595名であり、その18.6%にすぎなかったが、社会の最上層の人々の名を並べたことで、宣伝には十分効果的であったと考える。

信用のある人々の情報を売り、信用ある人々に購読させることで、発展途上の産業社会の一部を切り取った『人事興信録』の世界が形成され、可視化され、宣伝されていた。『人事興信録』は10円で販売されていたから、2595名と1130機関が実際に購入していたとすると、売り上げは3万7250円になる。また、他の商業興信業者が会員制を採用していたのに対し、会員制を採らず、誰もが調査サービスを購入できるオープンなビジネス戦略を採っていた。同所が創りだし宣伝した『人事興信録』の世界は、即ち「産業化により富裕化する社会」であり、その可視化と宣伝が人々の荣誉、家の繁栄、立身出世など、人生観、家族観に及ぼした効果は検討するに値すると考える。

三 東京府、大阪府、兵庫県

「芳名表」の示す富裕化社会のシンボルは、東京府であった。東京府のデータは、『人事興信録』においても突出していた⁸⁾。「芳名表」掲載の人名では4割以上（44%、1141名）を占め、『人事興信録』（大正四年版）では、採録者の第一位、約2割（19%、2693名）となっていた。二位以下は「芳

8) 大正四年版の詳細については、前号（1）の第二部第二章および本号（2）第四部第一章を参照。

名表』、『人事興信録』のいずれにおいても大阪府、兵庫県と続いた。大阪府については、「芳名表」の人名は230名、『人事興信録』は1059名、三位に連なる兵庫県は、「芳名表」が107名、『人事興信録』で637名であった。四位以下は、「芳名表」で神奈川県89名、京都府と愛知県が同数の76名、他方、『人事興信録』では愛知県497名、京都府453名、福岡県429名と続いた。

当時、それらの府県に富裕層がどれくらい集中していたかについて、時事新報社が発表した「全国五拾萬圓以上資産家表」（以下、「資産家表」と略す）で知ることができる。同社は、1901年（明治34）、1911年（明治44）、1916年（大正5）の3回にわたり全国調査を行い、「時事新報」紙上に発表していた⁹⁾。全国の50万円以上の資産家数は、1901年441名、1911年1025名、1916年2201名と倍増し続けていた。1916年の調査では東京府595名、大阪府382名、兵庫県125名、京都府74名、新潟県74名であった。時期を遡って1911年の調査では、東京府343名、大阪府112名、京都府45名、兵庫県37名、新潟19名であった。さらに日露戦争前は、東京府150名、大阪府42名、京都府19名、兵庫県28名、新潟19名であった。日露戦後の兵庫県の富裕層の増大が目をはびく。明治末から大正初期に「富豪」と称された大富裕層は、東京に約3割（27%）、大阪に約2割（17%）、そして京都府と兵庫県を加えた3府1県に集中していた。

ところで、念のため資産家だけでなく貴族院多額納税者議員候補者の納税額も確認しておくこととする。貴族院の多額納税者議員選挙のために作成された「全国多額納税者名簿」に掲載される高額納税者は、各府県15人と定められていた。『日本紳士録』（1914年（大正3）12月発行、第19版）で、彼らの直接国税（地租、所得税、営業税、相続税）の納税額を知ることができる。ちなみに多額納税者のデータは、『日本紳士録』と『人事興信録』において一致していることが判明している¹⁰⁾。第1位は大阪府32万403円、第2位は兵庫県22万7391円、東京府は第3位21万2624円であった。大阪府の住友吉左衛門の納税額が一桁多く突出していた。彼の納税額

9) 渋谷隆一編『明治期日本全国資産家地主資料集 IV』柏書房、1984年、42～60頁。同編『大正昭和日本全国資産家地主資料集成 I』柏書房、1986年、1～25頁。

10) 『日本紳士録』と『人事興信録』のデータの各集計および両データのマージは佐野が担当した。本論の第四部第四章を参照。

は、大阪府の納税額の総計の57%に達した。そのことは裏返せば、大阪府は住友家を除いた場合、東京府や新興の兵庫県に及ばなかったといえる。

東京	納税額（円）	大阪	納税額（円）	兵庫県	納税額（円）
田中長兵衛	32,698	住友吉左衛門	182,447	伊藤長次郎	44,205
杉村甚兵衛	18,500	尼崎伊三郎	16,466	小寺謙吉	25,194
服部金太郎	18,485	豊田宇右衛門	12,790	野田三藏	17,634
星野鏡三郎	15,069	芝川又右衛門	12,631	奥藤研造	17,620
濱口吉右衛門	14,760	木村作五郎	12,155	九鬼隆輝	15,348
安井治兵衛	14,563	竹原友三郎	11,249	辰馬吉左衛門	14,272
薩摩治兵衛	14,561	鴻池善右衛門	11,028	山邑太左衛門	13,241
中井新右門	12,020	木村權右衛門	8,664	辰馬半右衛門	12,178
安田善三郎	11,318	阿部彦太郎	8,600	小曾根喜一郎	11,197
小林傳次郎	11,135	大塚和三郎	8,443	湯淺竹之助	10,619
村越庄左衛門	10,853	山口玄洞	8,308	大西甚一平	10,431
岩崎久彌	9,936	伊藤萬助	7,560	岸本豊太郎	9,412
阿部正桓	9,795	高松長左衛門	6,930	菅野安太郎	8,873
中野欽九郎	9,712	山中直七	6,590	川西清兵衛	8,591
近藤利兵衛	9,219	山形武助	6,542	若井源左衛門	8,576
合計	21万2624円		32万403円		22万7391円

東京府の納税額12位の岩崎久彌であるが、彼の納税額は1万円に達していない。だが、「資産家表」によると、三菱・岩崎家の資産額は岩崎久彌、岩崎小彌太を合わせて2億円以上と見積もられていた。また、三井家は多額納税者に入っていないにもかかわらず、三菱・岩崎家と同じ2億円以上と見積もられていた。他方、大阪府で納税額第一位の住友吉左衛門の資産は7000万円と見積もられていた。東京でいえば、安田家の安田善次郎・善三郎と同額の資産保持者とされていた。ちなみに安田善三郎の納税額は1万1318円であり、住友吉左衛門のわずか6%強にすぎない。さらに、兵庫県についてみると、納税額第一位の伊藤長次郎は、「資産家表」では同県第4位の1000万円とされていた。同県の「資産家表」の第一位にランクされていたのは川崎芳太郎で、資産額は1500万円であったが、彼は同県の多額納税者には入っていない。

「資産家表」と多額納税者のデータの差異はどう見たらよいだろうか。直接国税の納税額だけでは大富裕層の資産状況、つまり富の集中度は確認できないということはいえるだろう。

さて、これまで見てきたように、『人事興信録』、「芳名表」のいずれも地域的には全国をまんべんなくカバーしていた。東京、大阪、兵庫といった大富裕層の集中する地域だけでなく、伝統的な経済圏に在って地縁・血縁を有し、農業、醸造業、貸金などの生業で高額な税金を納めていた地方名望家がそこにはいた。ところが、実際の人数でみると、『人事興信録』と「芳名表」は、東京府に採録者と購読者（所）が集中していたことを示していた。東京に流れ込んでいた、立身出世を夢見る若者が入進学する学校、よそ者を大量に雇用する事業者、広告・宣伝を含む情報発信を行う新聞・雑誌社が購読者であった。東京が産業化社会における官民の経済活動のネットワークを形成する拠点であることからくる当然の結果であった。ここで「人事興信所設立及び興信録発行の趣意」を想起する必要があるだろう。人事興信社の事業ニーズが東京にあった理由を端的に示してくれているからである。

「近時社会組織の漸く複雑に赴くや、門戸相對して互いに其姓名を知らざるものあり、事業相共にして互いに其経歴を知らざるものあり、殊に家族親屬等の關係に至ては、親友舊朋と稱するもの亦相知らざる所多し、此れ畢竟社會組織の獨り複雑に赴き、之に伴ふ機関の整備せざるに起因せずんばならず、人事興信は即其必要に應ずるものなり……例へば茲に支配人を雇はんとする商舖あらば、人事興信は直に其人の素性、経歴、交友、親戚、家族、嗜好、習癖等を調査して、其需に應ずべし、又茲に女子を嫁せしめんとする良家あらば、人事興信所は直に其求婚者たる男子の血統、素行、性質、財産、家庭の状態、親戚の關係、及び婦人と醜交の有無を調査して、其需に應ずべし……」¹¹⁾

11) 「人事興信所設立及び人事興信録発行の趣意」『人事興信録』（大正4年・第四版、人事興信所）。

第二章 地主の富裕化と新貴族の形成

一 東京の大土地所有者

明治期の大富裕層の倍増の原因には、投資の対象となった土地の資産化があった。同じ地主と言っても伝統的な農業を生業とする地方名望家の地主との違いについて、横山源之助は「東京市内の大地主」（1908年（明治41）発表）¹²⁾の中で次のように述べていた。

「都会の生命は商工業に在るのは今更言ふ迄も無いけれど地主の勢力あることは、都会も田舎も変つたことはない。特に東京市の如き、年に数万の人口が殖へてくる大都会であると、地主の勢力は廣大無辺で、その所有土地は人口の増加に連れ、繁華に連れて、懐ろ手で、地価が昂つてくる。ヤレ株式だ、ヤレ新事業だといつても、槿花一朝の栄だ、昇天の如き景気を持つて暫時すると、不振に陥つて、動揺するのが常態、此頃電鉄市有論が東京市に起つてゐるのを見ても判からう。それに比べると土地だ、若干の金額を投じて、土地を買ひ占めたが最後、その儘放つて置いても、年月といふやつは、何時の間にか価格を附けてくれて、十年、二十年の間には、恐ろしい価格となる。明治十年頃、二千坪六十円であつた小石川白山下の窪地は、昨今坪三十円といふ値を現はしてゐる。即ち六十円の土地は、三十年後の今日に為つて、六万円という千倍の高価と為つてゐるのだ。早稲田の戸塚辺りは、早稲田大学の繁昌に連れて、坪三十幾円に為つてゐるのも一例だ。昔日は日本橋目貫の地を、土一升金一升といつたが、之は腐れ文士の形容辞でなく、今日は土一升金二升であることは、読者も先刻御存知で御座らう。」¹³⁾

横山の調査によると、東京府における1万坪以上の土地所有者・団体は、総計108（107カ）であつた¹⁴⁾。彼らは267万4972坪、東京市全体の1207万9826坪中の5分の1を所有している、とされた。1万坪以上を所有す

12) 「東京市内の大地主」（『実業界』第2巻第6号、明治44年3月15日）、『横山源之助全集』第5巻、269-277頁および立花雄一「解題」471頁。

13) 同前、269頁。

14) 同前、275頁。

る個人（三井家、三菱岩崎家、峰島家含む）は 99 名で、彼らの所有する土地は、およそ 251 万坪前後とみられる¹⁵⁾。横山は次のように調査の感想を述べていた。

「東京市の大地主の特色・・・イ大名華族の地所が多い事、ロ日本橋深川辺の大問屋が尚勢力ある事、ハ地方富豪の勢力が大都市に及べる事、ニ公私団体の地所が尠い事、ホ純然たる会社銀行員の所有尠い事、ヘ地所の収入に専らなる者も尠い事、ト米商及株屋が土地に指を染めてゐる事」¹⁶⁾

ここで注目したいのは「旧華族」と称された旧大名家についてである。次の表は、横山「東京市内の大地主」と時事新報社「資産家表」を照合したものである¹⁷⁾。そこでも目立つのは旧大名家であり、彼らは大地主でありかつ大資産家であった。5 万坪以上の地主 2 名、4 万坪以上 4 名、3 万坪以上 2 名、2 万坪以上 8 名、1 万坪以上 23 名、計 39 名いた。1 万坪以上の全大地主 99 名中の 4 割であった。坪数でみると約 251 万坪のうちの 86 万坪、約 3 割（34%）を所有していたとみられる。

横山は、時事新報社の 2 回目の調査と同じ頃、1911 年（明治 44）3 月に発表した「地所！地所！」¹⁸⁾と題した小論の中でも、旧大名家の大土地所有に注目して次のように述べていた。

15) 表の 1.5 万坪以上 2 万坪未満については、1.75 万坪とし、1 万坪以上 1.5 万坪未満については、1.25 万坪として計算した結果、総計 250 万 9792 万坪という値となった。

16) 同前、276-277 頁。

17) 本表は、横山源之助「東京市内の大地主」、「時事新報社調査 全国五拾萬圓以上資産家表」『明治 44 年 7 月 24 日時事新報大 1 万 4 号附録』、(渋谷隆一編『明治期日本全国資産家地主資料集 IV』柏書房、1984 年、52-59 頁)、『人事興信録』大正四年版・昭和三年版（人事興信所）、霞会館諸家資料調査委員会編『昭和新修 華族家系大成』上下、(吉川弘文館、1985 年)、により作成した。この表の作成にあたり、横山の「東京市内の大地主」および時事新報社「資産家表」に掲載された資産家名を照合し、また『人事興信録』による情報の補足を行った。両者の調査には 3 年の隔たりがあったため、家督が次世代に移ったケースを含めたこと、また、横山の調査による団体（東京市、東京鉄道会社、東京瓦斯会社、深川養魚会社、東京製綱会社）を外した結果、7 割の一致をみた。

18) 「日本大地主家庭生活」、『実業界』第 2 巻第 6 号、明治 44 年 3 月 15 日掲載。前掲、『横山源之助全集』第 6 巻、29 - 47 頁および同書、立花雄一「解題」471 頁。

「全体から見渡すと、岩崎、三井、渡辺、安田、峰島等の所有は年々勢力を拵げてゐるが、大名華族の所有も、大したものである。近頃大名華族は農事改良或は朝鮮開拓等に身を入れて来たが、東京市で経済的に存在を示してゐるのは、都市大地主であるからで、半ば空名に帰せんとしてゐる大名華族も、此上より見れば馬鹿にはならない。」¹⁹⁾

土地	1908年（明治41）「東京市内の大地主」	1911年（明治44）7月「五拾萬圓以上資産家」（○は双方一致したもの）
22万1792坪	三菱家	○ 岩崎小彌太
17万2千坪	三井家	○ 三井八郎右衛門。三井八郎次郎、三井高保、三井武之助。三井源右衛門、三井元之助、三井得右衛門、三井守之助。三井清子。三井三郎助、三井養之助。
11万9千坪	峰島家	○
6万5千坪	阿部(旧福山藩主)正植(正桓カ)伯爵	○ 阿部正桓
6万3千坪	渡辺治右衛門	○
5万7千坪	安田善次郎	○
5万坪	酒井(旧小浜藩主)忠道・伯爵	○
4万9千坪	徳川(旧和歌山藩主)茂承・侯爵	○ 徳川頼倫（茂承は明治39年8月没、9月頼倫が家督を継承）
4万8千坪	浅野(旧広島藩主)長勳・侯爵	○
4万8千坪	堀越角次郎	○
4万6千坪	鹿島チヨ	○
4万3千坪	土井(旧古河藩主)利興・子爵	
4万坪	阿部(旧棚倉藩主)正功・子爵	
3万8千坪	細川(旧熊本藩主)護成・侯爵	○
3万2千坪	三野村倉二	○ 三野村利市（倉二は三野村利市の養子）
3万1千坪	松方正義・侯爵	○
3万1千坪	榊本喜兵衛	○ 升本喜兵衛
3万1千坪	酒井(旧姫路藩主)忠興・伯爵	○

19) 同前、227頁。

論 説

3万坪	平沼八太郎	○
2万9千坪	黒田（旧福岡藩主）長成・侯爵	○
2万8千坪	福沢三八	
2万8千坪	松崎文次	
2万7千坪	前田（旧金沢藩主）利為、侯爵	○
2万6千坪	毛利（旧山口藩主）元昭・公爵	○（山口県の項目に記載）
2万4千坪	大畑弘国	
2万3千坪	川崎八右衛門	
2万3千坪	大隈重信・伯爵	○
2万3千坪	小林伝次郎	○
2万3千坪	太田（旧松尾藩主）資美・子爵	
2万2千坪	小笠原（旧小倉藩主）長幹・伯爵	○
2万2千坪	有栖川宮家	
2万2千坪	山内（旧高知藩主）豊景・侯爵	○
2万2千坪	本多（旧岡崎藩主）忠敬・子爵	
2万1千坪	建石三蔵	○
2万1千坪	安川繁成	
2万1千坪	田中武兵衛	○
2万坪	小原勝太郎	
2万坪	山尾庸三・子爵	○
2万坪	大河内（旧豊橋藩主）信好・子爵	○ 大河内正敏（信好は明治40年没）
以下、1万5千坪 以上2万坪未満	山田喜助	○
	杉村甚兵衛	○
	中村清右衛門	○ 中村清蔵（明治29年に清右衛門の後を承け家督相続）
	伊達（旧宇和島藩主）宗陳・侯爵	○
	高木（旧丹南藩主）正善・子爵	
	阿部彦太郎	
	松平（旧福井藩主）康莊・侯爵	○（福井県の項目に記載）
	安井治兵衛	
	喜多吉兵衛	
	大久保利和・侯爵	
	天野源七	○

近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の研究（2）（増田・佐野）

	福島弥兵衛	○
	市島徳次郎	
	粕山半次郎（半三郎か）	○ 粕山半三郎
	今村繁三	○
	亀井（旧津和野藩主）茲常・伯爵	○
以下、1万坪以上 1万5千坪未満	猪俣吉平	○
	松平（旧津山藩主）康民・子爵	○
	中沢彦吉	○
	小津与右衛門	○
	宮本 央	○
	石崎政蔵	○
	鍋島（旧佐賀藩主）直大・侯爵	○
	吉川（旧岩国藩主）経健・子爵	○ 吉川元光子(経健は明治42年没)
	松浦（旧平戸藩主）詮・伯爵	○ 松浦厚（詮は明治41年没）
	野村吉熊	
	若林七五郎	○
	内海鎌太	
	太田徳九郎	○
	仲居百助	○ 中井（居か）百助
	村林栄助	
	前田（旧富山藩主）利同・伯爵	○
	堀田（旧佐倉藩主）正倫・伯爵	○ 堀田正恒(正倫は明治44年没)
	近藤廉平	○
	徳川（旧田安家）達孝・伯爵	
	溝口（旧新発田藩主）直正・伯爵	○
	徳川（旧水戸藩主）圀順・侯爵	○
	渋井新太郎	○
	奥平（旧中津藩主）昌恭・伯爵	○
	蜂須賀（旧徳島藩主）茂韶・侯爵	
	津軽（旧弘前藩主）承昭・伯爵	○
	長井利右衛門	○
	高橋門兵衛	○

	立花（旧柳河藩主）寛治・伯爵	
	大木遼吉（遠吉） ^a ・伯爵	○ 大木遠吉
	中井利右衛門	
	徳川（旧一橋家）達道・伯爵	
	牧田清左衛門	○
	渋沢栄一・男爵	○
	斎藤鉄太郎	
	吉川源太郎	
	浜口吉右衛門	
	戸塚文雄	○
	鳥津（旧佐土原藩主）忠亮・伯爵	○ 鳥津忠磨（忠亮は明治42年没）
	加藤（旧大洲藩主）泰秋・子爵	○
	真田（旧松代藩主）幸正・伯爵	
	松平（旧高松藩主）頼寿・伯爵	○
	高津伊兵衛	○
	村越庄左衛門	○
	戸沢（旧新庄藩主）正己・子爵	

二 地方の大地主

『人事興信録』は全国の地域をカバーしていたと前述した。だが、多額納税者とそれに準ずる豪農・旧家を除くと、農業と貸金等を生業とする伝統的な地方の地主層はほとんど採録されていなかった。その地域では分限者と目され、地方議員などを輪番で受け持つ名望家であっても、「産業化により富裕化する社会」を扱う『人事興信録』においては周辺に位置していた²⁰⁾。本節では、『人事興信録』のこうした大富裕層バイアスを検討する意味で、周辺の地方大地主の財政状態と生活について概観することとした。横山源之助の「日本大地主家庭生活」²¹⁾と題するルポルタージュ（明治37年発表）が参考になる。

20) 『人事興信録』（大正四年版）の職業で検索した農業専門家は、各府県の多額納税者かそれに準ずる豪農層に限られていた。記述によると彼らは最低でも300円前後の所得税を納めていた。

21) 前掲、『横山源之助全集』第5巻、29-47頁および同書、立花「解題」445-446頁。

「日本大地主家庭生活」では、12～13代続く家柄で、町で5番以内に入る分限者の大地主が取り上げられている。所有する田地は200石、時価で3万円相当の資産だが、実際の売却価格は3割減になるとのことであった。貸金は7千円位ある。1年の総収入の見積もり額は2200円で、内訳は小作米200石の揚り高の実収が1300円と貸金が9千円あり、年一割の利息として900円が見積もられていた。地主の納税額は577円で、内訳は地租税（地価1石50円）250円、地租付加税25円、営業税（貸金に対し）20円、所得税12円、町税（30戸負担で）210円、地方税60円であった。

家計の支出は、下記の通りであった。子供の教育費は中学生が1人おり70円、小学生は3人で計54円であった。生活費は、まず、大人11人と幼児3人（大人1人分に換算）の、計12人分の食費についてである。大人1人当たり4円と見て、これに薪、炭等の費用含めると576円となる。被服料は1人当たり10円と見て120円、医薬代は44円であった。家屋修繕費は50円、宴会費は町一同の新年宴会、忘年会、兵士送迎会、知事・郡長の歓迎会等で、計18円であった。仏事については、春秋二季祭礼費用に50円、盂蘭盆費用に10円、寺院の割り当てが20円、ほかに寄付金（寺院、神社、奉仕等の臨時費用）、縁家慶弔費は計40円（縁家7軒分）が見込まれていた。使用人の給料については、番頭が1人60円、下女1人24円となり、ほかに臨時使役人の手間が18円あった。

納税額と家計支出の総計額は1815円であった。収入が2200円なので1815円を除くと、所得は385円になる。この所得を年々蓄えていけば、資産を増やしていける。ところが、実際には当時の家族制度の維持のために準備すべき費用が種々あり、その支出に充てられていた。

家族制度の維持のための臨時支出の用途は、分家費用、娘の婚姻費用、その他葬式費用、法会等の費用であった。この地主の家格では、分家の費用は少なくとも3千円という大金が必要であった。婚姻については1300～2500円を要した。ほかに葬式入費が250円、大法事が200～300円、小法事が30円（外見を張る家になると100円位）等の費用が毎5年、毎10年の周期で必要であった。ほかに、小法事は毎3年行われた。さらに、6年に一度、輪番で回ってくる町村会議員の選挙に100～500、600円を使うことになっていた。収入が農業と貸金だけで、商工業による収益のないこの地主にとっては、財政状態に十分な余裕があるとは言いがたかった。

この地主の家族構成であるが、かなりの大家族であった。祖父1人、両親、長男夫婦、孫2人、次男夫婦、孫1人、男の兄弟3人、妹4人の計17人であった。だが、同居しているのは14人で、長女と次女は他家に嫁ぎ、三番目の弟も養子となって他家を継いでいた。また、祖父の弟筋の別家が2軒あった。一般に別家というのは10年、15年のうちに身代を潰し、本家のやっかいになる家が多いとされ、当家の場合も同様であった。分家を行わせた当初は、本家は見ても見ぬ振もできず、随分と援助をすることになるのであるが、結局は零落する者が多いとされている。

親戚について、直系だけでも当家の主人の生家を筆頭として、娘の嫁いでいる姻戚2軒、長男と次女の嫁の生家が2軒、三男の養子先、祖母の生家、等々、16～17軒に上った。法事等には、それ以外の親戚、縁者が続々と集まってくるとのことであった。

ところで、前号(1)で紹介したように、『人事興信録』の特色は、家族欄、親戚欄の情報が充実していたことであった。横山の「日本大地主家庭生活」で紹介された大家族は、『人事興信録』では決して珍しくない。『人事興信録』(大正四年版)に採録されている大家族の例を次に紹介したい。農業を基本とする生活には共通する点が多いと考えられる。次の表は、神奈川県平民の小塩八郎右衛門の家族である。同居している娘が4人、嫁いでいる娘が1人、六女は他家の養子となっていた。息子は2人おり、同居している。また、当主の弟は分家させてもらっており、妹5人は他家に嫁いでいる。横山の調査事例を当てはめると、この小塩家でも婚姻、養子、分家について、相当の支出を行ったはずである。当主が家計を賄い、婚姻や分家を実行するには相当の資力が必要であった。富裕層でなければ大家族による家族制度を維持することは困難であったと考えられる。

小塩八郎右衛門 慶應元(1865)年十一月十日生	
神奈川県 平民	
母	キイ 弘化二、一〇生、神奈川、平、藤間善左衛門二女
妻	リク 明一二、三生、神奈川、平、宮田寅治二女
男	寛 明三一、五生
女	セイ 明二七、一〇生
女	エイ 明二九、四生

君は神奈川県平民亡小鹽寛藏の長男にして慶應元年十一月十日を以て生れ明治十六年十月家督を相續し舊名堅作を今の名に改む。
代々農を業とし地方の名望家として知らる家族は前記の外、二男堅二（明三二、八生）四女キミ（同三五、一生）五女コウ（同三七、三生）あり。
長女ロク（同二四、九生）は神奈川県平民永野毅に嫁し、
妹サキ（同二、三生）は同縣平民川邊庄之助に嫁し、
同マス（同四、七生）は同縣平民熊坂辨藏に嫁し、
同スミ（同六、七生）は同縣平民甘利清左工門長男林平に嫁し、
同キク（同八、五生）は同縣平民川邊儀三郎に嫁し、
同マサ（同一三、一生）は同縣平民大貫彌七二男太三郎に嫁し、
六女八年（同四〇、一生）は同縣平民落合太一郎の養子となり、
弟元保（同三〇、七生）は分家せり。

三 縁組

横山の「日本大地主家庭生活」で、最も興味深いのは、娘の縁組についての記述である。親にとって精神的にも財政的にも大変な負担となっていたことを具体的に描写している。当時の婚姻が富裕層にとってどのような課題を抱えていたのか、参考になるので紹介する²²⁾。

年頃の娘については、「此家の如きであつて見れば、雨の降るように親戚等の手を経て縁談の申込みが参る」とのことであった。問題は、実際に婿選びから婚姻に至るまでが一筋縄では行かないことであった。婿選びの基準は、第一に家格の釣合であった。

「固より行先の婿の人物も大事であるが、先づ第一の問題は、先方の家格で、例令その相手の人物が如何に高等の教育を受け、才子とか、敏腕とかの評判が流伝されても、その家格が相応してをらぬと、その申込みは、初手から物にならぬ。」²³⁾

家格が釣り合った上で、次ぎの問題は候補者についての人物鑑定であった。

「家格の釣合は、直ちに判断はつくが、婿となるべき青年の人物如何は、媒介口（なこうどぐち）では判らぬ、之も同町内であれば、その人柄や、平常の品行などは、勞せずして判るが、二里三里、或は六七里隔つてゐ

22) 同前、38-40 頁。

23) 同前、38 頁。

る土地であつて見ると、なか／＼判りませぬ。その土地の者に聞く、出入人を走らせて、其の家の近隣に評判を聞く、なほ心元なければ、母親自身、その土地に出張して、町の評判を調べる、それは念の入つたもの。

斯う調査に調査を尽して、なほ媒介口に仕て遣らるることがある、と悔んでゐるのも、ほんの暫期、ついその中に子供ができる、その母親は、また第二の娘に、相応の縁を探さねばならぬことになる……」²⁴⁾

さらに、運不運が結果に大きく影響することが挙げられている。

「容易に運ぶのは異例で、一人の娘が身の定まる迄は、相手の人物は、五人か十人は、十分の九迄、交渉がすゝんで、しかも中途に破るゝのが普通で、撰びに撰び、詮索に詮索を尽して、根気の尽きた挙句の果てに、漸やく落ち付く処に落ちつくのであります、殊に両親の惑ふて、常に苦しむのは、のつびきならぬ深縁の者より申込の来る事で、その家或は、媒介者の顔に対して辞はることのならないやうなハメに陥ることもあり、或は既に両親の間に決心は付いても、甲乙の間に競争起り、その為にとちなく好配偶を失ふこともあり、甚しきに至ると、輿入りの当日に及んで破談と為ることもあるので、この地方では、縁組を神業として、常理を以て量るべからざる玄妙不可思議の事と定められてゐるので。」²⁵⁾

最後に、婚姻にかかる費用についてである。「嫁入娘三人有てば、その家の身代は無くなる」、と言われるのは決して誇張ではない、という。中流以上の家格の場合、少なくとも 1000 円、1500 ～ 2000 円が普通で、箆筒に詰め込まれる衣装の購入代に費やされた。

婚姻後は、縁者が増えることになる。盆暮等の付け届けに毎年 10 円～20 円、子供ができると子供に必要な衣類、玩具等に 20 ～ 30 円の出費が要る。また、婿殿の来訪があれば、上座に据えて一家の者挙げて大騒ぎに騒ぐ、娘一人だと気骨も折れる、とのことであつた。娘の婚姻のために費やされる親の努力と財政的負担は大変なものであつた。

ところで、人事興信所のビジネスの柱の一つは、結婚のための情報の取

24) 同前、39 頁。

25) 同前、39-40 頁。

集とその販売であった。全国各地の富裕層はすべて婚姻のための情報を必要としていた。そういう意味では、人事興信所の潜在的顧客は半ば無尽蔵であったと考えられる。だが、産業化、商工業化の波から外れた地方では、旧慣に従い家格の釣合が絶対的であった。また、鑑定手法も従来通りに嫁、婿探しを行っていったと考えられる。そうであれば、そうした地方の地主たちが人事興信所の顧客となる可能性は高くなかったであろう。人事興信所の結婚調査ビジネスが、東京に集中する理由はそこにもあったと考えられる。

前号（1）で考察したように、同所の「令嬢カード」は、当時の東京で「新教育」を受けていた、富裕層の家族の娘たちの情報を収集、調査して作成され、閲覧料金を徴収するというものであった。『人事興信録』は昭和期に入ると、妻の情報に学校名が入るようになっていく。ちなみに、「講読者芳名表」に掲載されている東京府の19の購読校は、東京帝國大學、東京高等商業學校、東京高等工業學校、東京外國語學校、東京音樂學校、學習院女學部、海軍大學校、海軍經理學校、海城學校、商船學校、日本大學、立教大學、早稲田大學、明治大學、日本女子大學校、日本中學校、東京中學校、跡見女學校、大倉商業學校であった。女子校は學習院、日本女子、跡見の三校で、東京音樂學校が共学であった。産業化する社会においては、息子、娘に関わらず、婿選び、嫁選びを行う手段が変化し、探偵調査というビジネスが根付く環境が成立しつつあったことを伺わせる。

第三章 新貴族の形成

一 旧大名家の生活と財政状態

明治後半から大正初期にかけて大富裕層の中核となっていた旧大名家について検討する。旧大名の華族が投資や事業を行うのに必要な情報を入手するだけなら、渋沢栄一の東京興信所や外山脩造の商業興信所といった一流の商業興信を利用すればよかつたはずである。なぜ、彼らは『人事興信録』の講読者として「芳名表」に多数登場していたのであろうか。旧大名家の生活や財政状態について、やはり横山源之助のルポルタージュ「大名

華族の家政」(明治37年発表)を参照しながら考察することとする²⁶⁾。

横山が調査したのは、公侯爵家についてであった。該当する旧大名家として、毛利、島津、前田、細川、両池田(旧岡山藩主・池田詮政・侯爵、旧取島藩主・池田仲博・侯爵)、鍋島、黒田、蜂須賀、三徳川(旧將軍家・徳川家達・公爵、旧和歌山藩主・徳川茂承・侯爵、旧尾張藩主・徳川義禮・侯爵)、松平、山内の名が挙げられている。

彼らの財政状態は、100万円以上の収入があり、通例、世帯の支出は5～10万円であった。旧大名家の屋敷で働く人数は30～50人を数え、奥向きだけでも15～16人の奉公人が必要であった。表方の職務は、家令1人、家扶2～3人、家従4～5人、職人を兼ねる下男2人以上、馭者、馬丁、車夫に料理番が2人、水仕女2人、家庭教師2～3人、などであった。奥向きでは、奥方専属の老女、侍女、小間使い、姫様のお付き、ご隠居様のお付き、乳母、子守、仲働き、下働き、お縫い物女などであった。某侯爵家では、家扶以下雇人の給料だけで月1200～1300円になったという²⁷⁾。

御屋敷にはこれだけの奉公人を必要とする仕事があった。年中行事として、旧来の儀式は正月と盆に限られ、簡素化されていたが、代わって文明流の交際を行う家では、御屋敷の庭開き、観桜会、季節の賓客招待といった家柄相応の饗応事が催されるようになっていた。その度、300円、500円の交際費が使われた。某公爵家では、若様が洋行帰りに旧臣を招いて祝宴を開催し、来客140人に各5円の料理が供されるなど、総計で3千円を使ったという。また、某家では老公の祝宴を催し、同族一同へのお祝いの配りものに5千円が支出されたという²⁸⁾。

ところで、旧大名家でも姫様の婚礼には一番費用がかかっていた²⁹⁾。某侯爵家では、二人の姫君がおり、一人は同族へ、一人は宮家に嫁いだ。宮家の婚礼は万事洋風で割合質素であったが、一領の衣装に7千円、首飾りだけで5千円近くの品物を調えたという。同族の婚礼では、純粹の和式で、当世では滅多にみられない大名の輿入れとなった。衣装をぎっしり詰めた新調の箆笥17棹が用意され、東京随一の呉服店2軒への支払高は3万5

26) 前掲、『横山源之助全集』第5巻、68-90頁および同書、立花「解題」447-448頁。

27) 同前、69-70頁。

28) 同前、70頁。

29) 同前、70-71頁。

千円に上ったという。また、明治期に華族の新邸の建築が盛んに行われるようになっていた。前掲の旧大名家では軒並み新邸を建てていた。鍋島家は30万円、黒田家は40～50万円、蜂須賀家は30万円を投じたとのことである³⁰⁾。

旧大名家の家政は「小宮内省」と呼べるような官僚的組織によって運営されていた。次のような小遣い制度があり、当主夫妻であっても出費は自由にさせてもらえなかった³¹⁾。

「表方では家令が大臣の役で、家扶家従それへ事務の受持が定まつてゐます、御家に伝はる財産の管理は大概理財の才に富んだ経験ある旧藩士が顧問として後見をしてみますから是れは殿様でも家令でも勝手自由に運転をする事は出来ません、唯其中から年々会計に必要な金額は毎年予算を立て、請求する事になつてゐて、会計掛は月末になると銀行から引出して諸種の支払を致します」³²⁾

「近來いづれのお邸でも大名の家庭では、会計上やかましい規則が立てられて、殿様奥様の私用品は一定の御小遣いから自弁される外、猥りに沢山な品物を御買入になる事は出来ない事になつて居ります、譬へば令嬢の衣裳を新調になるとか、若様の時計、自転車を買入になるとかいふ時に会計部で必要と認めたら早速支出を致しますが、さもなければ一応御意見を申上げる事になつて居ます、これは少しく多言を憚りますが、或る侯爵家の御主人が少々素性のよろしからぬ事に八九千円の金を御費になつた事がありました、其節家令が御意見を申上げていふには、御借り遊ばした金を払はぬと申しては当家の御名聞に拘はる事でありますからそれは会計部で御立替申て仕払を致しませう、併しその代り御主人様は当会計から九千円の負債を遊ばした事ゆゑ今月より月々の御手当金の内から百円づつ頂戴する事に致しますと嚴重に申し上げたといふ事であります昨今大名華族の家政は大概此の方針となつて居る様で是れは主人公御自分に発案されたものもあれば、旧臣の内から又は顧問方から家憲を制定して会計法を取極めたものもあります、それで某侯爵家などはご主

30) 同前、71頁。

31) 同前、74-75頁。

32) 同前、75頁。

人の小遣として毎月三百円、奥様の小遣として百円、老公御夫婦の小遣として三百円と定めてあります。」³³⁾

さらに、学校での新教育の結果、節約が奨励されるようになり、また当主が家計を直接管理するなど、経営能力が発揮されることで、「新家風」が生まれていた。興味深いのは、西洋風、文明化により、実利性が尊重されるようになっていたことである。前述の婚姻でも年中行事でも、西洋風、文明風は、封建時代の慣習儀式をそのまま踏襲するより、物心両面から歓迎されていた。そうであっても旧大名家は、同じ大富裕層の実業家より、はるかに豪華な暮らしをしていた。その財源は、有価証券の保有によってもたらされていた。

「去乍ら家政御改革とか節儉主義とかいふのは寧ろ第二流のお邸に多いので第一流方では矢張り豪華は免かれませんが、扱て同百万円の財産でも身代に内福と、不如意との差はありませうが、大名華族の生計は同財産程度の商人輩に比較すると遥かに豪華な処があります当時大名華族専一の収入は株券で鉄道株郵船株銀行株、大抵その利廻り七八分に居りますから有価証券百万円の財産に対しては年々七八万円の所得はある勘定となります。華族第一流の格で二十万円以上の所得ある家が三家、十万円、以上の所得が七家だといふ事であり、華族の生活の豪華決して怪しむに足りません。就中むかし五六万石の小大名で今日三十万石以上の大諸侯と肩を并べる位な有福も随分ありますが、中村の相馬家、肥前の松浦家、大村家、松山の久松家などはいづれも、大名華族中の有福者だといふ事です。」³⁴⁾

二 旧大名家と旧公卿家の財産と所得高

明治後半から大正初期にかけての旧大名家の富裕化は、どの程度のものであったのだろうか。幕末・維新期の功績に加え、新政府との強固な繋がりにより、様々な利益を得ていたことは想像に難くない。前節に引き続き横山「大名華族の家政」を参照して検討する³⁵⁾。

「華族社会で一番御有福の聞へあるのは毛利家、前田家、島津家の三大名

33) 同前、74-75 頁。

34) 同前、77 頁。

35) 同前、85-91 頁。

だといふ事です、毛利家は三十六万石の大名でむかしの石高からいへば第八番目であります、維新の際、卒先して王事に尽された家柄で、明治政府の創立には其の藩士が尤も多く加はりましたので、諸事万般都合のよい方に廻られたのでありますが、維新以来家政を取捌く人々が政府の有力者であったから御身代の方にも種々都合のよい事があったらうと申します、次は前田家、是れは幕府時代大名中の呼び頭で百万石の大諸侯でありました。又島津家は、大諸侯でもあり、且つ維新の際、毛利家と共に王事に尽された両大関であるから維新後の家政も自然御都合が宜しく参ったのでせう。今近い年の調べで見た大名華族の財産并に所得高の概略を申しあげませう。」³⁶⁾

その「大名華族の家政」の記述に基づき作成したのが、次の表である。特徴的なことは、同じ華族、爵位であっても富裕化に大きな差異があること、特に決定的なこととして、旧公卿家は旧大名家と比べると経済力、財政基盤において、比較にならないほど劣位にあったことである。社会全体で見ても、数千円～数万円の納税を行っていた多額納税者や豪農の方が経済力では、はるかに旧公卿家より優っていた。次の表に名を連ねる旧大名家は、幕末期の藩政改革に成功した諸藩だけでなく、幕政の中核を担っていた徳川家、親藩、譜代であった。徳川幕府の崩壊にもかかわらず、彼らは強大な財政基盤を持ち、産業化社会の発展とともに大富裕層に納まっていた。

華族 爵位	旧大名家 明治34年度 徴税員調査	公債株券高 (万円)	1年所得高 (万円)	華族 爵位	旧公卿	維新株券高 (万円)	所得高 (万円)
公爵	毛利家	450	25	公爵	鷹司家	10.8	0.92
公爵	島津家	320	22	公爵	一条家	10.9	0.92
侯爵	前田家	250	18	公爵	岩倉家	6.2	6.2
侯爵	細川家	180	15	公爵	二条家	5.5	0.93
侯爵	徳川(紀州)	150	12	公爵	九条家	6.1	1.3
侯爵	池田(備前)	148	12.5	公爵	近衛家	5.9	0.82
侯爵	徳川(尾張)	145	11.5	公爵	三条家	6.5	欠
侯爵	浅野	142	10.2	侯爵	菊亭	3.2	欠

36) 同前、85-86頁。

論 說

侯爵	黒田	142	9.5	侯爵	醍醐	1.4	0.24
侯爵	鍋島	140	8.5	侯爵	久我	2.3	0.83
侯爵	蜂須賀	135	7.8	侯爵	広幡	2.8	0.18
侯爵	池田(因幡)	112	7.5	侯爵	中山	3.9	0.92
侯爵	松平(高松)	105	7	侯爵	西園寺	2.3	0.55
侯爵	山内	95	6.5	侯爵	嵯峨	2.4	0.26
伯爵	松浦	82	6.5	侯爵	四条	1.6	0.34
公爵	徳川公爵 (総本家)	80	5.2	伯爵	東久世	2.1	0.84
伯爵	有馬	75	4.8	伯爵	園	1.05	0.24
伯爵	藤堂	75	4.8	伯爵	柳原	1.7	0.82
子爵	相馬	72	4.6	伯爵	姉小路	1.3	0.12
侯爵	伊達 (宇和島)	75	4.6	伯爵	清水谷	1.5	0.1
伯爵	井伊	75	4.6	伯爵	日野	2.1	0.16
侯爵	水戸徳川	72	4.8	伯爵	広橋	0.92	0.3
伯爵	久松(本)	60	4.5	伯爵	正親町	1.8	0.23
伯爵	戸田	55	3.6	伯爵	甘露寺	1.16	0.12
公爵	島津公爵	52	3.8				
伯爵	阿部	45	3.5				
伯爵	酒井(姫路)	42	3.2				
伯爵	大村	46	2.9				
伯爵	小笠原	42	3.5				
侯爵	尚	欠	3.5				
伯爵	松平(松江)	42	3				
侯爵	佐竹	31	2.5				
伯爵	奥平	25	欠				
伯爵	酒井(鶴岡)	33	2.5				
子爵	吉川	23	2.1				
子爵	秋元	26	2.5				
子爵	毛利(豊浦)	31	2.5				
伯爵	真田	18	2				
伯爵	松平(前橋)	25	2.3				
伯爵	伊達(仙台)	15	1.5				

伯爵	津軽	24	2.2				
伯爵	柳沢	23	欠				
伯爵	島津	30	欠				
伯爵	立花	22	1.5				
伯爵	上杉	18	1.7				
伯爵	南部	23	1.7				
伯爵	溝口	15	1.2				
伯爵	亀井	13	1.2				
子爵	榊原（高田）	12	1.2				
子爵	京極	14	1.2				
子爵	戸田（松本）	14	欠				
伯爵	久松	10	欠				
伯爵	一橋	14	1.2				
伯爵	田安	14	1.2				
子爵	稲葉	13	1.2				
計	55人	3990万円	277.8万円			85.43万円	17.34万円

三 「新貴族」の形成

家格が縁組の絶対条件であったのであれば、大富裕層であっても旧大名家と実業家の婚姻が成立することなどあり得なかつたはずである。だが、その壁は少しずつ切り崩されていった。他方、同じ華族でも新華族は、積極的に婚姻関係を広げ、政官財のネットワークにつながることを目指していった。横山源之助は、新旧の華族と実業家たちの関係の変化について「華族と富豪と相混淆して、其の間に一種の新貴族を現している」と論じていた³⁷⁾。本章では、横山の論考を総合し、『人事興信録』等による情報を加えながら、「新貴族」の形成について考察することとする³⁸⁾。華族と富豪の「混

37) 横山「富豪と華族の縁組」（『実業界』第1巻第2号、明治43年6月1日掲載）、前掲、『横山源之助全集』第5巻、345頁および同書、立花「解題」456頁。

38) 本文のア～オの姻戚関係の記述は、次の横山源之助の論考、『人事興信録』（大正四年版、昭和三年版）、前掲、『昭和新修 華族家系大成』上下、に基づき行った。前掲、横山「富豪と華族の縁組」前掲、『横山源之助全集』第5巻、342 - 345頁。同「我実業界の閥閥と財閥」（『実業界』第2巻第5号、明治44年3月1日掲載）前掲、『横山源之助全集』第6巻、185-192頁および同書、立花「解題」470頁。

淆」、即ち婚姻関係には、次のようなパターンがあったと考えられる。

ア 大富裕層の中でも最上層における実業家と旧大名家の婚姻

- ・三井家（11家）の総本家・三井八郎右衛門・男爵の妻・苞子は、伯爵・前田（旧富山藩主）利同の養妹であった。
- ・三井八郎次郎・男爵（明治44年8月授爵）の妻・照子は、侯爵・伊達（旧宇和島藩主）宗陳の叔母であった。
- ・三井得右門（京都府平民）の妻・名鉞子は、伯爵・松平（旧松江藩）直亮の妹であった。
- ・岩崎久彌・男爵の妻・寧子は、子爵・保科（旧飯野藩主）正昭の姉であった。
- ・岩崎彌之助の嫡男の岩崎小彌太・男爵の妻・孝は、男爵・島津（旧大隅重富藩主）壯之助の妹であった。
- ・安田善次郎（東京府平民）の二男・善之助の妻・銑子は、伯爵・酒井（旧鶴岡藩主）忠篤の養従妹であった。
- ・大倉喜八郎（東京府平民）の長男・喜七郎の妻・久美子は、伯爵・溝口（旧新発田藩主）直正の二女であった。

イ 地方の大富裕層と旧大名家の婚姻

- ・辰馬半右衛門（兵庫県平民、多額納税者）の妻・清子は、子爵・水野（旧山形藩）忠款の叔母であった。
- ・小西新右衛門（兵庫県平民、豪農、酒造業）の妻・完は、子爵・大河内（旧大多喜藩主）正倫の妹であった。
- ・辰馬吉左衛門（兵庫県平民、多額納税、貴族院議員）の妻・任男子は、子爵・松平（旧明石藩主）直徳の姪であった。

ウ 実業家と旧大名家の婚姻

- ・益田孝（東京府平民、三井合名會社顧問）長男・太郎（東上鐵道株式會社、臺灣肥料株式會社、千代田火災保險株式會社の各取締役）の妻・貞は、子爵・板倉（旧備中庭瀬藩主）勝鏤の叔母であった。

同「富豪貴族の人口増加」（『新公論』第26年第10号、明治44年10月1日掲載）『横山源之助全集』第6巻、391-398頁および立花「解題」475頁。

エ 実業家と旧公卿家の婚姻

- ・伊藤傳右衛門（福岡縣平民、多額納税者、炭鉱業）の妻・燐子は伯爵・柳原義光の妹であった。
- ・羽田如雲（東京府士族、貿易商）の妻・八十子は子爵・綾小路茂俊の養姉であった。
- ・渋沢篤二（渋沢栄一・男爵の長男、澁澤倉庫株式會社取締役會長）の妻・敦子は、伯爵・橋本實穎の妹であった。

オ 新華族と実業家の婚姻

- ・藤田平太郎・男爵（藤田傳三郎・男爵の嫡男、合名會社藤田組社長）の妻・トミは、伯爵・芳川顯正の三女であった。
- ・寺島誠一郎・伯爵（貴族院議員、八千代生命保險株式會社取締役、株式會社日本製鋼所監査役）の妻・きやうは、三井源右衛門（三井物産株式會社社長、三井鑛山株式會社常務取締役）の妹であった。
- ・森村開作（東京府平民・森村市左衛門の二男、富士瓦斯紡績株式會社、株式會社南亞公司、九州水力電氣株式會社の各取締役）の妻・うめは、子爵・井上勝純（伯爵・松浦詮の子、子爵・井上勝の養子）の養姉であった。
- ・川上直之助（鹿兒島県士族、株式會社日本勸業銀行理事）の妻・廣子は、侯爵・松方正義の二女であった。
- ・北里娑袈男（医学博士北里柴三郎の弟、東京府平民帝國生命保險株式會社常務取締役）の妻・チヨは、男爵・松尾臣善の四女であった。
- ・大川平三郎（埼玉県平民、龍東材木株式會社、木曾興業株式會社の各取締役會長、東洋汽船株式會社、淺野セメント株式會社の各取締役）の妻・てるは、渋沢栄一・男爵の四女であった。
- ・男爵・郷誠之助の弟・力三郎の妻は、波多野承五郎（東京府士族、三井合名會社參事、東神倉庫株式會社取締役）の長女みねであった。

四 姻戚関係のネットワーク化

既述したように、親にとって、娘、息子の結婚相手を見つけ、実際の結婚に至るまでには、家格、年齢、人格、教養など種々の条件をクリアした上で、それでも運に左右されるというきわめて不確実性の高いプロセスが

待ち受けていた。そうした婚姻制度、家族制度の下で、家格が大きく異なる、平民と旧大名家、平民と旧公卿家の間で婚姻関係が成立することは、極めて特殊なことといってよかった。横山は、当時、欧州の貴族階級に対し、米国の大富豪が娘を嫁がせていたことを紹介し、日本の変化の背景にも同様の事情があると述べていた。困窮していた欧州の貴族階級は巨額の持参金を手に入れることができ、米国富豪の家族は栄誉と爵位を得られることとなった。双方のメリットに後押しされて、大西洋を渡った花嫁は152名に上ったとされていた。日本でも、「資産ができると、続いて名声と位階が欲しくなる、古今東西の富豪の心理に変わりはない。」と横山は説明していた³⁹⁾。

ただし、そうした身分違いの家の結婚から生まれた姻戚関係が、必ずしも社会的なネットワークとして機能するわけではなかった。個人レベルではなく、様々な社会的機能を有した家と家のつながりが組み合わされていく必要があった。横山は、「媒介」即ちハブとなる家があり、それにより身分違いの、旧公卿家、旧大名家、大実業家たちによるネットワークが誕生していたことを指摘している。前節と同じく、横山の諸論考と『人事興信録』とを基に、顕著な事例を紹介することとする⁴⁰⁾。

ア 侯爵・西郷家を媒介にした古河家と旧公卿家のネットワーク

古河市兵衛・男爵の子、古川虎之助の妻・不二子は、侯爵・西郷従徳（西郷従道の二男）の妹であった。

不二子の姉・櫻子は、同じく侯爵・西郷従徳の妹で、公爵・岩倉具張の妻であった。西郷侯爵家を媒介にして維新の元勳の岩倉具視と銅山王古河市兵衛との姻戚関係が成立していたことになる。また後に、西郷従徳の五男・従靖（大正5年生）は古河虎之助（大正四年男爵授爵）の養子になっている。

イ 侯爵・徳大寺家を媒介にした旧公卿家、旧大名家、大実業家のネットワーク

侯爵・徳大寺實則の三女・葵子は、三井高保の長男高縦の未亡人、また四女の伊楚子は、公爵・島津（旧鹿児島藩）忠重の妻であった。

39) 前掲、「富豪と華族の縁組」342頁。前掲、「富豪貴族の人口増加」393頁。

40) 注37に同じ。

住友家当主の男爵・住友吉左衛門は、故右大臣従一位徳大寺公純の第六子で、徳大寺實則、西園寺公望の兄弟の弟であった。

徳大寺侯爵家を媒介として、住友、三井の両家は、西園寺家と大名華族の島津家との姻戚関係を成立させていたことになる。

西園寺公望（徳大寺實則の実弟）の養子八郎は、公爵・毛利（旧山口藩）元昭の八男であった。三井、住友の両家は、徳大寺、西園寺の両家を媒介にして、旧大名の頂点を占める島津、毛利両公爵家とつながっていたことになる。

ウ 三井家を構成する東京、京都、伊勢の三井 11 家は、大富裕層の旧大名家、旧公卿家とのネットワークを形成していた⁴¹⁾。

三井家の総本家は代々、三井八郎右衛門を名乗り、明治 29 年 6 月に男爵を授爵していた。八郎右衛門家の分家は、八郎次郎家と高保家であった。八郎次郎は明治 44 年 8 月に男爵を授爵し、高保は大正 4 年 12 月に男爵を授爵した。

① 三井家と旧大名家、旧公卿家の姻戚関係

三井総本家の八郎右衛門の妻・苞子は、伯爵・前田利同の養妹であった。八郎次郎家－八郎次郎の妻・照子は侯爵・伊達宗陳の叔母であり、八郎次郎の長男・寿太郎の妻は子爵・田村（旧陸奥一関藩主）丕顯の妹であった。

得右衛門家－得右衛門の妻・名鉞子は、伯爵・松平直亮の妹であった。高保家－高保の長男・高縦（明治 43 年没）の妻は徳大寺實則の三女・葵子であった。

② 三井家は高保家を媒介にして、大阪の鴻池家と姻戚関係を成立させていた。

三井高保の長女・みちは、鴻池善右衛門の妻であり、同二女さちは、善右衛門の弟・鴻池新十郎の妻であった。

③ 三井家から他家に出た顔ぶれをたどると大阪、京都の富豪と密接な関係があることがわかる。

41) 前掲、「我実業界の閥閥と財閥」187-190 頁。

三井三郎助の妻・ステは大阪の高木五兵衛の長女であった。
三井養之助の妻・エイは、大阪の外山兵七郎の三女であった。
三井守之助の妻は、大阪の住友吉左衛門・男爵の養妹・楢光であった。
総本家八郎右衛門の姉・賢は、京都の富豪、柏原孫左衛門（木綿商）の妻であった。
三井高保の二男・元蔵は京都の中川清三郎の家督を相続し、同三男・高昇は兵庫県の長田小竹に入婿となっていた。
三井源右衛門の養妹・きやうは、伯爵・寺島誠一郎（貴族院議員、八千代生命保険株式會社取締役）の妻、養弟の辰之助は、大阪の殿村ゑつ（金融業）の養子に、養弟高鄰は、大阪の和田九左衛門の養子となっていた。
三井高修の叔母アサは実業家として知られ、大阪の広岡恵三（合資會社加島銀行、株式會社加島貯蓄銀行の各頭取、大同生命保険株式會社取締役社長）の養父・信五郎の妻であった。
三井八郎次郎の十二女・ひては、大村彦太郎（呉服商、白木屋）の母であった。

以上のように、明治後半から大正初期の三井家は、旧華族の徳大寺、伊達、前田、松平とつながっていた。また、守之助を媒介にして大阪の住友吉左衛門と、高保家を媒介にして鴻池の二家、和田（旧名、米屋）、殿村（旧名、辰巳屋）などの大阪の富豪と、さらに、京都では柏原孫左衛門、中川清三郎の旧家と通じていた。三井家の有する資力だけでなく、この全国最大級の富裕層のネットワークを構築していたことは、三井家の日本社会に占める位置の巨大さを物語るものであった。

なお、上記ア、イ、ウのネットワークを可視化したものが次に掲げる図1～4である。図1は侯爵・西郷従徳を、図2は公爵・徳大寺實則を、図3は、三井八郎右衛門、図4は三井高保が、それぞれネットワークのハブとなっていたことを示している。このネットワークの可視化については、本論第四部第四章において、『人事興信録』（大正四年版）の採録者の参照次数を使い、検討を行っているので、参照していただきたい。

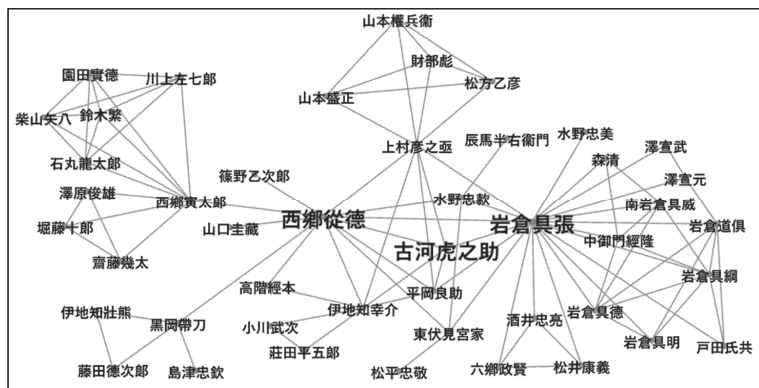


図 1

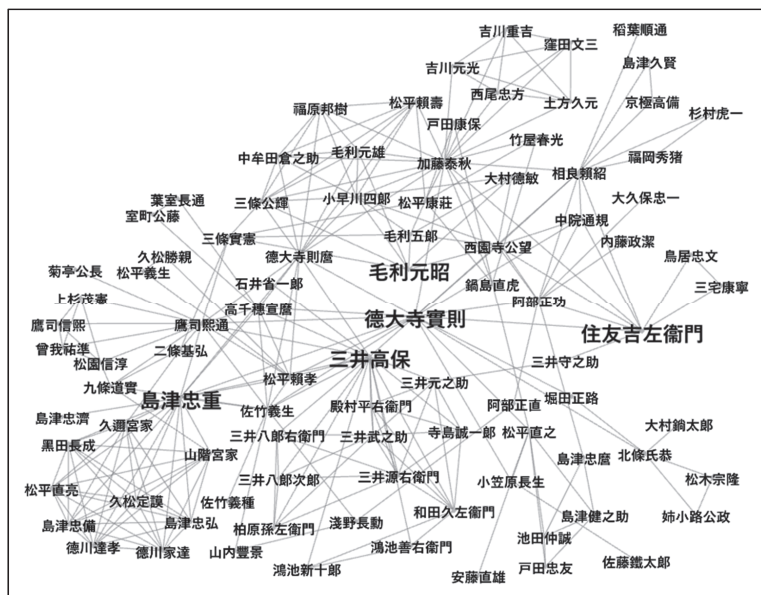


図 2

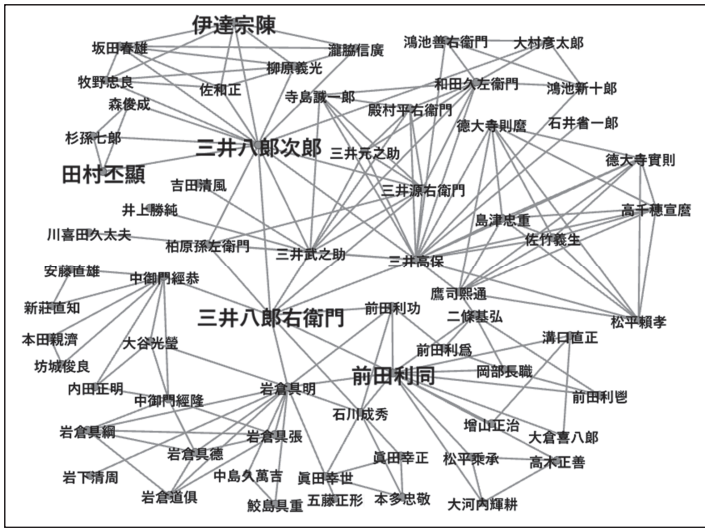


図 3

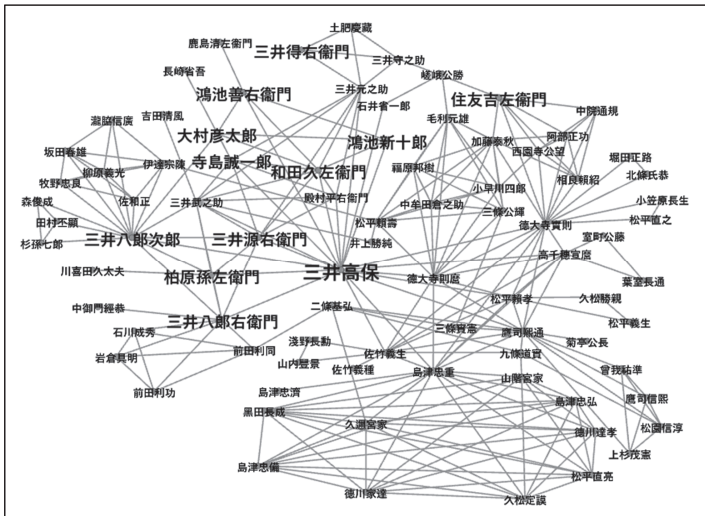


図 4

五 養子制度の活用

新興実業家が旧大名・旧公家との姻戚関係の構築に熱心だった背景には、栄誉欲という単純な理由からだけではなかった。そもそも、実業家たちには寄付や社会貢献を通じてしか、位階勲等を得る手段がなかった。勲等はあるも位階がない、勲等も位階もない者が多かった⁴²⁾。また、授爵者については、実業家は男爵が最高位であり、明治末年の時点では次の9人しかいなかった⁴³⁾。それ故、欠けているものを縁組で補おうとしているというのが、富豪の「真意」であると横山は指摘していた⁴⁴⁾。

明治 29 年 6 月 三井八郎右衛門、岩崎久彌、岩崎小彌太

明治 33 年 5 月 渋沢栄一

明治 44 年 8 月 住友吉左衛門、三井八郎次郎、鴻池善右衛門

明治 45 年 3 月 藤田平太郎、近藤廉平

しかしながら、三井家に比べると、新興の岩崎家、安田家、大倉家、渡辺（治右衛門）家、前川（太郎兵衛）家などは単純で狭小な姻戚関係しか持てていなかった。そこで彼らは養子制度を積極的に活用していった。実子がいるにもかかわらず、有能な奉公人、部下などを養子とし、同姓同族を増殖させていったのである⁴⁵⁾。明治後期から大正初期の時期は、日清、日露戦争を経て、帝国の急速な拡張があった。国内外の広域で様々な事業を展開させていくためには、優秀で忠誠心を持つ人材を確保することが必要であった。当然のことながら、養子として人材を確保するには、分家させる資力も伴っていなければならない。

養子制度を活用して人材を確保し、登用していった顕著な事例を横山の記述と『人事興信録』とにより紹介する。

- ・安田家－善次郎に実子の善之助、善五郎、善雄がいたがすべて分家させ、姻戚より善弥、善助を養子にし、異姓より善彦を養子とし、部下

42) 前掲、「我実業界の閥閥と財閥」190-191 頁。

43) 横山源之助「男爵を授けられたる新旧五大富豪」（『新日本』第1巻第7号、明治44年10月1日）前掲、『横山源之助全集』第6巻、380-390 頁および立花「解題」474-475 頁。前掲、「富豪貴族の人口増加」394 頁。

44) 前掲、「我実業界の閥閥と財閥」191 頁。

45) 前掲、「我実業界の閥閥と財閥」190-191 頁。

- より抜擢して善八郎を養子とし、安田姓を名乗らせた。大正2年に家督を継いだのは、善次郎の二女・てるの夫で、養子の善三郎であった。
- ・渡辺家一治右衛門に実子の源次郎、四郎、六郎等がいたが、丁稚小僧の奉公人から抜擢した大次郎、牧太郎を養子とし、渡辺姓を名乗らせた。
 - ・前川家一太郎兵衛に実子の政吉、治三郎、鶴がいたが、太兵衛（旧名、風間辰太郎）を養子とし分家させた。太兵衛は近江屋を興し、株式會社東京銀行頭取、東京モスリン株式會社取締役會長、南日本製糖株式會社社長を務めている。
 - ・大倉家一喜八郎の婿養子で四女トキの夫の糸馬は、分家して一家をなし、中央セメント株式會社専務取締役、株式會社大倉組、東京建物株式會社、上信硫黄株式會社の各取締役を務めている。喜八郎の妹大倉みちの養子の發身は、株式會社大倉組、東海紙料株式會社の各取締役を務めている。
 - ・村井家は、株式會社村井兄弟商會を設立し、村井銀行を創業した村井吉兵衛が事業を多角的に展開していた。
村井眞雄－岡山縣平民・寺坂源輔の四男。村井吉兵衛の養妹・ウメの入り婿に迎えられ分家した。東亞製粉株式會社取締役、武藏電氣鐵道株式會社、村井貯蓄銀行の各監査役を務めている。
村井貞之助－和歌山縣平民・坂田幸三郎の弟・貞之助。村井吉兵衛養妹みつの入婿に迎えられ、家督を相続した。合名會社村井銀行業務執行社員、明治貿易合資會社出資社員、ゼ・グランドホテル・リミツテド、大日本人造肥料株式會社、京阪電氣鐵道株式會社、大平生命保險株式會社、株式會社村井貯蓄銀行、共同火災保險株式會社の各取締役を務めている。
村井五郎一男爵・眞木長義の四男。先代村井吉兵衛の養妹キミの入婿に迎えられ、家督を相続した。合名會社村井銀行營業部長、株式會社村井貯蓄銀行の各取締役を務めている。

『人事興信録』（大正四年版）は、華族を全員採録していたことは、前号（1）で明らかにした通りである。だが、人事興信所が「新貴族」を網羅したのは、単に、權威的身分的階層秩序の下で人事興信所が行うビジネスの

信用を高めるためだけではなく、産業社会における新旧華族が、富裕化する社会のネットワークを形成し続けていたからである。華族層の採録者から枝分かれしていく家族、親戚情報の収集、家督相続者の交替、分家の独立などによる情報の更新は、重要な価値を持っていた。また、その情報の一部をオープンにした宣伝により、人事興信所は顧客を増やし続けていった。その結果、『人事興信録』には、近代日本の産業社会における「新貴族」という群像が組み込まれることとなったのである。

結語

『人事興信録』と「芳名表」は、富裕化する社会を可視化した。大富裕層が脚光を浴び、人々の好奇心がそこに注がれ、その結果、立身出世や栄誉心が煽られる効果があったことは間違いない。しかしながら、それは単なる宣伝の効果ではなく、現実の産業化社会の原動力そのものであった。人事興信所の事業である戸籍調査、秘密調査、結婚情報の提供は、明治後半から大正初期にかけて、婚姻関係、養子制度を活用しながら、事業の拡大を図っていかうとする富裕層・実業家たちにとって必要とされていた。また、そうした富裕層・実業家たちの生き方が、『人事興信録』に採録される人物、家族、親戚等の情報、肩書き、身分、職業の情報をより増大させていくこととなった。横山源之助は、養子制度の活用、旧大名家・旧公卿家との姻戚関係の構築が行われ、華族と富豪の混淆した「新貴族」は今後も「激増」していくと予測していた⁴⁶⁾。富裕化する社会の中で、その後どのような混淆が進んでいくのか、『人事興信録』に収録されている情報をさらに分析し、検討していくことで、解明したいと考える。

46) 前掲、「富豪と華族の縁組」345頁、同「我実業界の閥閥と財閥」191頁。

第四部 『人事興信録』の定量比較分析とネットワーク分析

序

第四部は、第二部に引き続き、『人事興信録』第四版（大正四年一月刊行）の実際の記載内容に基づいて、『人事興信録』という資料の特徴や性質を明らかにすることを目的とする。前号では、どのような項目がどのように記載されているのかを示した上で、それらの項目の集計結果を示した。これにより、『人事興信録』の採録者の分布状況・構成比などが明らかとなった。

しかし、『人事興信録』という資料の特徴や性質を明らかにするために、『人事興信録』内の情報を集計するだけでは十分ではない。『人事興信録』以外の資料の採録者の分布状況・構成比などとの比較を通じて、はじめて、『人事興信録』という資料の特徴や性質が明らかになると考えられる。そこで、本稿は、『日本帝国人口静態統計』と『日本紳士録』を使った比較分析をおこなう。

また、本稿第三部では、婚姻や養子といった縁組を使った姻戚関係の形成について述べた。この点、第二部において、『人事興信録』の参照関係を親族関係のネットワークと見て、参照数を示した。第四部では、さらに、参照数が多い人物を具体的に挙げるとともに、このネットワークの可視化を通じて、ネットワークの分析を試みる。

第一章 『日本帝国人口静態統計』との比較

一 はじめに

『日本帝国人口静態統計』は、5年毎に内閣統計局から発行される資料である。本稿では、直近の大正二年末の調査結果を用いる¹⁾。

この資料に掲載されている数値には、大きく人口数と戸数の2種類がある。本稿では、このうち、戸数を元にした数値での比較をおこなう。『人事興信録』と『日本帝国人口静態統計』を対比する場合、『人事興信録』の採録者数は戸数に対応し、本文中に登場する家族も含めた登場人物が人

1) 国勢院編『日本帝国人口静態統計 大正二年』（国勢院第一部、大正5年）<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/966031>。

口数に対応する。本研究は、採録者の属性に着目して分析をおこなうものであるから、採録者数に対応する戸数と比較することが妥当である。もっとも、『人事興信録』の採録者は、戸主とは必ずしも一致しない点には留意が必要である²⁾。

二 性別による採録率

第四版における女性の採録者数は、13名であり、全体の0.09%である。これに対して、『日本帝国人口静態統計』（大正二年）の戸数を見ると、総戸数9,664,075戸に対して、女性戸主は833,846戸であり、その割合は9%である。第四版の女性の採録者は、女性戸主と比較しても100分の1程度しかなく、『人事興信録』に採録される女性は、きわめて少ないことがわかる。

三 身分別の採録率

第四版では、例えば「東京府平民」のように、地名+身分の形式で、身分が示されている。他方、身分が明示されていない者が689名いるが、その内の656名は、爵位を有しているため、華族とみなすことができる³⁾。第四版においてこのようにして特定した身分と、『日本帝国人口静態統計』を比較し、全国戸数に対する採録者の割合を採録率として示したものが、表4-1である。

全体を見ると、第四版の採録率は0.14%であり、『人事興信録』には、本当に限られた一部の者しか採録されていないことがわかる。

華族を見ると、100%を超えてしまっているが、その要因として、第一に、調査時期に2年のずれがあるため、この点が影響している事が考えられる。第二に、採録者と戸主が必ずしも一致しないことが考えられる。例えば、戸主が採録者となる一方、同じ家において、戸主ではないが採録者となっている者がいる場合、採録者の方が多くなる。

この点について、『華族名簿 大正4年4月30日調』も確認しておく。この資料は、有爵者とその夫人の氏名が記載されており、生年月日、住所および電話番号を確認することができる。資料の冒頭には、爵位ごとの戸数が記載されている。この戸数と、第四版の有爵者の人数の比較をしてみたい。

2) 前号（1）の第二部第一章一。

3) 前号（1）の第二部第二章二。

第四版には、公爵 17 名、侯爵 37 名、伯爵 98 名、子爵 373 名、男爵 378 名の計 903 名が採録されている。『華族名簿 大正 4 年 4 月 30 日調』によれば、有爵者は 912 人である。第四版と華族名簿の内訳を比較したものが表 4-2 である。公爵と侯爵の人数は一致するが、伯爵以下は人数の差異がわずかにあり、第四版には採録されていない人物が数名いるようである。この差異の理由も、『日本帝国人口静態統計』と同様に、両資料の調査時期の違いと、『人事興信録』の採録者と『華族名簿』の対象者が必ずしも一致しない点にあると考えられる。

このように、他の資料と完全に一致させることは困難であり、調査時期と対象者の数え方によって誤差が生じる。このような誤差が生じているが、華族については、100% 近く採録されていると考えて良いであろう。

華族がほぼ 100% 採録されているのに対して、士族や平民は、ごく一部の者しか採録されていない。表 4-1 を見ると、士族は、平民と比べれば、採録率は 7 倍近くあるが、それでも全体の 1% 以下しか採録されていないことがわかる。

表 4-1 身分別の採録率

	採録者数	全国戸数	採録率
平民	9787	9235027	0.11%
士族	3163	428130	0.74%
華族	934	918	101.74%
不明	33		
計	13917	9664075	0.14%

表 4-2 爵位ごとの比較

	第四版	華族名簿
公爵	17	17
侯爵	37	37
伯爵	98	99
子爵	373	375
男爵	378	384
計	903	912

四 道府県別の採録率

既に述べた通り、第四版では、地名+身分の形式で身分が示されているが、次はこの地名の部分进行分析の対象とする。分析の前提として、この地名の意味について検討しておく必要があるだろう。まず、『人事興信録』には、記述部分の末尾の括弧内に現住所が記載されている。そのため、身分に付属している地名は、現住所とは区別されるものであろう。そして、この部分の記載について、『人事興信録』第八版（昭和三年七月刊行）以降では、「平民」の記載がなくなり、例えば、「東京府平民」と記載されていた者は、「東京府在籍」という記載に変わる。このことから、この地名の意味は、本籍地のことであろうと推察できる。そうだとすれば、『日本帝国人口静態統計』は、戸籍を基にした数値であるから、比較の対象として適切であることになる。

身分の記載がない689名に加えて、単に平民としか記載されていない者が1名いるため、記載がない者は690名である⁴⁾。この690名については、「記載なし」として、各道府県には含めない。『日本帝国人口静態統計』と比較し、全国戸数に対する採録者の割合を採録率として示したものが、表4-3である。

まず、採録率が最も高い道府県は東京府であり、第2位の大阪府と比べ2倍以上の採録率となっている。第二部でも、東京府の採録者が2693名で、第四版全体の約19.4%にあたることは示されていた。しかし、東京府は、単に母数である戸数が多いために採録者が多いわけではなく、採録率という観点からも非常に高いことが、本稿の比較から明らかとなった。

採録率の高い上位5位は、後述する『日本紳士録』で取り上げられている7大都市を含む道府県であり、大都市部において採録率が高い傾向がある。

それに続く道府県として、佐賀県と山口県が挙がってきている。この二県は、明治維新に功労のある薩長土肥の内の二県であり、このことと少なからず関係があるかもしれない。

4) 前号（1）の第二部第二章二。

表 4-3 道府県別の採録率

		採録者数	全国戸数	採録率
1	東京府	2693	509830	0.53%
2	大坂府	1059	403045	0.26%
3	京都府	453	244187	0.19%
4	神奈川県	320	187211	0.17%
5	兵庫県	637	395735	0.16%
6	佐賀県	203	130269	0.16%
7	山口県	345	228061	0.15%
8	山梨県	150	99696	0.15%
9	静岡県	353	244536	0.14%
10	愛媛県	318	222067	0.14%
11	福岡県	429	302596	0.14%
12	愛知県	497	370628	0.13%
13	大分県	218	171211	0.13%
14	長野県	329	263907	0.12%
15	滋賀県	196	157414	0.12%
16	栃木県	179	143919	0.12%
17	岡山県	328	264743	0.12%
18	石川県	194	163757	0.12%
19	三重県	240	213729	0.11%
20	新潟県	386	349631	0.11%
21	富山県	170	154138	0.11%
22	長崎県	199	183562	0.11%
23	高知県	149	139101	0.11%
24	山形県	159	148671	0.11%
25	岐阜県	224	213076	0.11%
26	福井県	137	133444	0.10%
27	和歌山県	158	158670	0.10%
28	群馬県	156	158108	0.10%
29	鹿児島県	214	226086	0.09%
30	香川県	144	155655	0.09%
31	奈良県	105	119058	0.09%

32	福島県	158	188764	0.08%
33	宮城県	116	141582	0.08%
34	鳥根県	132	162196	0.08%
35	埼玉県	163	212019	0.08%
36	宮崎県	73	95216	0.08%
37	鳥取県	69	91771	0.08%
38	青森県	87	116778	0.07%
39	千葉県	176	239690	0.07%
40	熊本県	173	239596	0.07%
41	茨城県	141	210836	0.07%
42	岩手県	81	127809	0.06%
43	徳島県	81	143263	0.06%
44	広島県	183	326945	0.06%
45	北海道	149	267189	0.06%
46	秋田県	78	144194	0.05%
47	沖縄県	25	100486	0.02%
	記載なし	690		
	計	13917	9664075	0.14%

第二章 『日本紳士録』との比較

一 はじめに

『日本紳士録』は、納税額を基準として一定の範囲の人物を採録する資料である。この『日本紳士録』の採録者は、『人事興信録』にどの程度採録されているのであろうか。これを検証することは、『人事興信録』が一定の範囲の人物をどの程度カバーしているかを明らかにする一つの材料となりうる。

『日本紳士録』の納税額に関わる記載には、都市部⁵⁾の多額納税者と全国多額納税者の大きく2種類がある⁶⁾。既に見たとおり、『人事興信録』の

5) 採録されている都市は、版ごとに異なっている。第十九版では、東京、大阪、京都、横浜、神戸、名古屋となっている。

6) 『日本紳士録』自体には、この他に、商業会議所之部、全国銀行会社録、外国

採録者は、東京府の採録率は高いが、都市部だけに限られているわけではない。そこで、本稿では、検証対象として、全国多額納税者の記載を用いる。全国多額納税者は、道府県ごとに、上位 15 名の多額納税者が記載されており、氏名、総納税額、業種、住所が記載されている⁷⁾。

ここでは、採録率を確認することはもちろんであるが、採録の有無の確認を通じて、他資料と照合する際の問題点についても考察したい。『日本帝国人口静態統計』との比較検証は、採録者数に着目した検証であった。これに対して、『日本紳士録』との比較検証は、採録者名やその他の関連情報を使った内容的な照合である。このような内容的な照合をおこなう際のいくつかの問題点を挙げる。

本稿では、『人事興信録』第四版に対して、『日本紳士録』第十九版との比較分析をおこなう。『人事興信録』第四版は、大正四年一月に発行されており、それと同時期の版は、大正三年十二月に発行され「大正四年用」とされている第十九版⁸⁾である。

なお、『人事興信録』第四版の例言には、交詢社出版の『日本紳士録』を参酌したと記載されており、『人事興信録』の編集において『日本紳士録』を利用したことは確かである。そのため、『日本紳士録』の採録者の多くは、『人事興信録』に採録されているものと予想できる。もっとも、本稿で比較する『人事興信録』第四版と『日本紳士録』第十九版は、発行時期が 1 ヶ月しか違わないため、『人事興信録』の編集にあたって第十九版を参酌したと考えることは難しい。

二 採録率

まず、『日本紳士録』第十九版の採録者数を確認しておく。全国多額納税者の欄には、北海道と沖縄県の掲載がないため、実際には 45 府県の掲載である。また、青森県と熊本県は、掲載者が 15 名ではなく 14 名である。

人商館、各国駐在帝国大使・公使・館員といった情報も掲載されている。

7) この記載は、貴族院多額納税者互選議員候補者名簿を利用しているようである。貴族院多額納税者議員互選規則（明治 22 年勅令第 79 号）

第八条 府県知事ハ選挙ヲ行フノ年四月一日ヲ期トシ其ノ府県ニ於テ互選資格ヲ有スル者十五人ノ名簿ヲ調製スヘシ

互選名簿ハ互選人ノ姓名、職業、身分、住所生年月、土地或ハ工業商業ニ付納ムル所ノ直接国税ノ細別及総額並ニ納税地ヲ記載スヘシ

8) <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1703097>

よって、『日本紳士録』第十九版の採録者は、673名である。

これら673名について、第四版の採録者名との照合をおこなった。第四版中には、同姓同名の者が38組77名存在するが、同姓同名がマッチした場合、言い換えれば、2名以上がマッチした場合には、そのうちの誰であるかを特定する。また、第四版内だけで38組もの同姓同名がいたことを考えると、氏名がマッチしただけでは、同姓同名の別人である可能性がある。そこで、その可能性を減らす目的で、氏名以外の情報も可能な範囲で照合に用いることにする。全国多額納税者の照合にあたっては、『日本紳士録』の府県名と第四版中の現住所もしくは在籍地（身分+地名の地名部分）がマッチすることを条件とした⁹⁾。この方法による照合の結果、673名中591名（87.8%）が第四版に採録されていることがわかった。

ところで、第四版の職業の項には、「愛知縣多額納税者」のような形式で多額納税者であることが記載されている場合がある。上記で見つかった591名の多くも、職業欄に「多額納税者」の記載がある。

そこで、今度は逆に、第四版の職業の項において「多額納税者」と記載されている者をリストアップし、これを元にして『日本紳士録』からその氏名を確認する作業をおこなった。その結果、採録者名の照合だけでは、発見することができないパターンが二つあることがわかった。

第一に、『日本紳士録』の方には、旧名が用いられているパターンである。例えば、『日本紳士録』には、新潟県に「五十嵐直彦」という人物がいる。この人物は、第四版において新潟縣多額納税者とされ住所も同じである「五十嵐甚藏」と同一人物だと考えられる。第四版の「五十嵐甚藏」の項を見ると、「舊名直彦を今の名に改む」との記載があり、「五十嵐直彦」は旧名であることがわかる。このような、旧名であった人物は、照合の結果、4名存在した。

第二に、資料相互で名前がわずかに異なっているパターンである。例えば、『日本紳士録』には、熊本県に「江芹典太」という人物がいる。この人物は、第四版において熊本縣多額納税者とされ住所も同じである「井芹典太」と同一人物だと考えられる。このような、いずれかの誤植と考えら

9) 資料ごとに、職業の記載の仕方や、住所の細部が異なっていることが多い。そのため、この追加条件を厳密にしまうと、同姓同名を排除する以上に、同一人物を排除してしまうことになる。

れる人物は、照合の結果、25名存在した。600名程度に対する人数としては、少なくない数字である。

これにより追加できた人物を合わせると、673名中620名(92.1%)が第四版に採録されていることになる。氏名の機械的な照合に比べて4.3%も上昇したことになる。「多額納税者」の記載を利用することで、本分析では照合漏れを発見することができたが、このような資料間の氏名の齟齬があることは、照合にあたって念頭に置いておくべきであろう。

三 未採録者の内訳

残った53名を調査したところ、これらの人物も、『人事興信録』と関係性があることがわかった。

第一に、『日本紳士録』の採録者が第四版の採録者と親子であるなど近い親族関係があるパターンである。例えば、『日本紳士録』には、石川県の多額納税者として「大島幸太郎」という人物が掲載されている。他方、第四版には、「大島兵一」が採録されており、職業欄に「石川縣多額納税者」と記載されている。第四版の「大島兵一」の項を見ると、「大島幸太郎の長男」であると記載されている。すなわち、「大島幸太郎」は、「大島兵一」の父であり、『日本紳士録』には父である「大島幸太郎」の方が採録されていると考えられる。このように、『日本紳士録』には、第四版から見て父親の方が掲載されているパターンが多いが、逆に子の方が掲載されている場合や、兄や叔父である場合もあった。このような近い親族関係がある人物が第四版の採録者となっているパターンは、残った53名中29名であった。

第二に、『日本紳士録』の採録者が第四版以外の版に登場するパターンである。例えば、『日本紳士録』には、兵庫県の多額納税者として「山邑太左衛門」という人物が掲載されているが、この人物は、『人事興信録』第八版(昭和三年七月刊行)の採録者として確認できる。上記によって残った24名中9名を第八版の採録者として確認することができた。また、第八版の採録者の親が、『日本紳士録』の採録者と一致する場合もあり、3名を確認することができた。人事興信録各版を網羅的に調査できてはいないが、このように他版も含めたとすれば、『日本紳士録』の採録者のほとんど全員を確認することができるものと予想できる。

第二のパターンのように、他版を含めてしまうと、比較として適切ではないと考えられるが、第一のパターンは、「家」制度を前提とすれば、採録されているのと同等と考えることは可能である。第一のパターンまで含めて考えれば、673名中649名（96.4%）が第四版に採録されていることになる。

第三章 『人事興信録』のネットワーク分析

一 次数上位者の分析

前号において、『人事興信録』第四版中の参照関係を親族関係のネットワークと見て、その参照数（以下、ネットワーク用語として「次数」と呼ぶ）の構成比を分析した。その結果、次数の構成比が、概ね、ベキ法則に従っていることを示した¹⁰⁾。

次数の大きい採録者は、どういう人物であろうか。上位から順に示すと表4-4のとおりである。今後の資料とできるように、次数6以上の者までを示した。なお、この表には、採録者ではないものが含まれている。例えば、次数14を持つ「山階宮家」は、採録者名ではない。参照中にはこのような採録者名ではない記載が登場するが、分析においては、その場合でも一つのノードとして採録者と同様に扱った。

次数30である採録者が松平頼壽であることは前号で述べたが、それ以下を見ても、上位者の多くは、旧大名家や旧公卿の「旧華族」である。「新華族」も含めれば、華族の割合は圧倒的に高く、上位60名（次数12以上）を見ても、平民は3名しかいない。

表 4-4 次数一覧

松平頼壽	30	加藤泰秋	20	前田利爲	16
伊達宗陳	24	三井高保	19	久邇宮家	16
徳川家達	22	徳大寺實則	17	徳川達孝	15
岩崎久彌	21	大谷光瑩	17	徳川厚	15
鍋島直大	21	松浦厚	17	鷹司熙通	15
岩倉具張	20	島津忠重	17	松方乙彦	15

10) 前号（1）の第二部第二章四。

論 說

近衛文麿	15
酒井忠篤	15
三條實憲	15
三井八郎次郎	15
徳大寺則麿	14
上杉茂憲	14
九條道實	14
松方幸次郎	14
松浦靖	14
山階宮家	14
岩倉具明	13
堀越角次郎	13
大谷光瑞	13
立花寛治	13
鍋島直彬	13
黒田長成	13
前田利同	13
松井康義	13
松方巖	13
松方義輔	13
松平直亮	13
三條公輝	13
溝口直正	13
廣瀬久政	13
毛利元雄	13
徳川囀順	12
大河内輝耕	12
大隈重信	12
渡邊千春	12
川上直之助	12
柳原義光	12
山縣伊三郎	12
松方正熊	12

松方五郎	12
松方正作	12
松平保男	12
松平康莊	12
松平齊光	12
西郷從徳	12
酒井忠道	12
澁澤榮一	12
毛利元昭	12
稻葉正繩	11
本莊宗義	11
若尾民造	11
貝島太助	11
川口武定	11
田中源太郎	11
伊達宗基	11
鍋島直虎	11
山尾庸三	11
松方正雄	11
松方正義	11
松山棟庵	11
松本松藏	11
小早川四郎	11
佐竹義準	11
佐竹義生	11
相良頼紹	11
眞田幸正	11
三井武之助	11
水谷川忠起	11
東園基愛	11
井伊直安	10
井上勝純	10
一條實輝	10

岩崎小彌太	10
二條基弘	10
穂積陳重	10
細川立興	10
徳川慶久	10
加藤晴比古	10
鍋島直和	10
中牟田倉之助	10
村井吉兵衛	10
柳澤保恵	10
馬渡俊雄	10
牧野忠篤	10
牧野伸顯	10
阿部正功	10
赤松則良	10
淺野長勳	10
秋元興朝	10
三井八郎右衛門	10
柴山矢八	10
平田東助	10
本野英吉郎	10
伏見宮家	10
井上勝之助	9
伊藤博邦	9
岩倉具徳	9
今村繁三	9
西紳六郎	9
細川護成	9
本多正憲	9
徳川誠	9
大谷光演	9
岡部長職	9
和田久左衛門	9

近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の研究（2）（増田・佐野）

加藤照磨	9
加藤弘之	9
烏丸光大	9
上村彦之丞	9
横田保兵衛	9
俵國一	9
高千穂宣磨	9
伊達宗曜	9
相馬順胤	9
土屋正直	9
鍋島陸郎	9
山内豊景	9
安田善之助	9
松平頼孝	9
松平乗承	9
松園信淳	9
萬里小路通房	9
小出英延	9
五島盛光	9
佐々木勇之助	9
佐佐木行忠	9
西園寺公望	9
西郷寅太郎	9
坂田春雄	9
榑保三郎	9
三井源右衛門	9
三井元之助	9
島津忠弘	9
島津忠濟	9
島津忠欽	9
島津忠備	9
久松定謨	9
毛利五郎	9

毛利元秀	9
住友吉左衛門	9
閑院宮家	9
梨本宮家	9
岩村透	8
岩倉具綱	8
池田仲博	8
池田勝吉	8
池田禎政	8
葉室長通	8
庭田重行	8
西脇濟三郎	8
土居通夫	8
戸田氏共	8
富永鴻	8
尾崎三良	8
尾崎元次郎	8
大川平三郎	8
大河内正敏	8
大關増輝	8
岡村輝彦	8
渡邊牧太郎	8
加納久宜	8
高木兼寛	8
竹屋春光	8
曾我祐準	8
宗重望	8
津輕承昭	8
中御門經隆	8
中御門經恭	8
長與立吉	8
南部信方	8
室町公藤	8

裏松良光	8
野崎彦左衛門	8
藪篤磨	8
安田善雄	8
安田善助	8
松平直平	8
松平恒雄	8
松平慶民	8
松平乗長	8
牧野弼成	8
増山正治	8
古川武太郎	8
古屋徳兵衛	8
福原邦樹	8
小寺謙吉	8
兒玉秀雄	8
近藤虎五郎	8
田健治郎	8
阿部正直	8
綾小路茂俊	8
秋月左都夫	8
佐竹義種	8
齋藤福之助	8
阪谷芳郎	8
三宅秀	8
三島彌太郎	8
四條隆愛	8
鹽川三四郎	8
島村久	8
澁谷隆教	8
千家尊福	8
諏訪忠元	8
井上馨	7

論 說

伊地知幸介	7
今村英祐	7
石川成秀	7
石黒宇宙治	7
長谷川久一	7
林雅之助	7
新田忠純	7
西尾忠方	7
堀河護麿	7
星野錫	7
本田親濟	7
本多忠敬	7
戸田康保	7
徳川達道	7
徳川義親	7
常磐井堯熙	7
尾高次郎	7
大塚益郎	7
大久保忠一	7
大久保利武	7
大倉喜七郎	7
正親町實正	7
若尾幾造	7
渡邊治右衛門	7
渡邊福三郎	7
香川敬三	7
賀茂巖雄	7
桂廣太郎	7
甘露寺義長	7
高田正一	7
津守國榮	7
中川良長	7
中上川次郎吉	7

南部利淳	7
九條良致	7
九條良政	7
黒田長敬	7
柳生俊郎	7
馬島渡	7
松平直之	7
松平頼和	7
松平康民	7
牧野忠良	7
藤田平太郎	7
福澤大四郎	7
近藤利兵衛	7
寺島誠一郎	7
有地品之允	7
麻生太吉	7
佐野常羽	7
嵯峨公勝	7
水野忠亮	7
水野直	7
南岩倉具威	7
白石直治	7
島津壯之助	7
平山成信	7
毛利高範	7
清閑寺經房	7
井伊直忠	6
井田磐楠	6
井上友一	6
伊集院兼知	6
五十嵐秀助	6
飯田藤二郎	6
飯田太三郎	6

飯田直次郎	6
岩倉道俱	6
石丸龍太郎	6
原六郎	6
濱口吉右衛門	6
西五辻文仲	6
保科正昭	6
堀田正恒	6
細川興増	6
細川潤次郎	6
坊城俊良	6
本多康虎	6
藤堂高紹	6
殿村平右衛門	6
徳川武定	6
小笠原長幹	6
大村德敏	6
大村武純	6
大村純雄	6
大久保利和	6
大久保教尚	6
大倉和親	6
大倉喜八郎	6
渡邊六藏	6
渡邊六松	6
渡邊千冬	6
加藤高明	6
勘解由小路資承	6
貝島太市	6
川上左七郎	6
川本恂藏	6
河西豊太郎	6
河津暹	6

近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の研究（2）（増田・佐野）

片桐貞央	6
勝精	6
龜井茲常	6
柏原孫左衛門	6
吉井信寶	6
吉田久平	6
田尻稻次郎	6
立花種忠	6
立見豊丸	6
高田釜吉	6
高田愼藏	6
高辻修長	6
高島長政	6
竹内惟治	6
伊達宗經	6
冷泉爲勇	6
園池公靜	6
園田孝吉	6
内貴清兵衛	6
中川興長	6
中村進午	6
中澤彦吉	6
永井松三	6
南部利克	6
武者小路公共	6
村井五郎	6
宇都宮太郎	6
上杉勝憲	6
瓜生外吉	6

久保勇	6
久保田勝美	6
久米良作	6
九鬼隆治	6
倉橋泰昌	6
柳谷謙太郎	6
山田朔郎	6
山内豊政	6
山内豊英	6
山口弘達	6
安川敬一郎	6
安田善三郎	6
安田善次郎	6
間部詮信	6
眞木長義	6
町尻量弘	6
松尾臣善	6
松平忠敬	6
松平義生	6
松村龍雄	6
松山陽太郎	6
古谷久綱	6
福原有信	6
福澤一太郎	6
福澤捨次郎	6
小寺壯吉	6
木場貞長	6
高山直純	6
阿部泰藏	6

跡見蒼蹊	6
有馬純文	6
赤松範一	6
明石照男	6
鮎川義介	6
雨宮亘	6
佐藤得四郎	6
佐和正	6
佐々木東洋	6
澤村重	6
木邊孝慈	6
木村久壽彌太	6
清岡邦之助	6
北岡鶴松	6
水野重吉	6
島津隼彦	6
島津忠磨	6
日高榮三郎	6
日野資謙	6
廣岡恵三	6
土方久元	6
平沼久三郎	6
諸井四郎	6
初山半三郎	6
杉孫七郎	6
北白川宮家	6
有栖川宮家	6

二 参照ネットワークの可視化による全体分析

では、実際のネットワークの繋がり方は、どのようになっているのであろうか。この参照関係ネットワークを可視化したものが図 4-1 である¹¹⁾。

まず、図 4-1 の中央部分を見ると、比較的少人数の集団が緊密なネットワークを形成している。次数を 10 以上持つ採録者のほとんどは、この中央の集団に属している。図 4-2 は、図 4-1 の中央部を拡大したものである。

他方、図 4-1 の外縁部に属している採録者は、そのほとんどが、中央の集団に繋がるようなネットワークを持っていない。大半は、次数 1 で互いに参照しあっているだけの関係であり、まれに 10 人程度が繋がっている事があるが、それらも、他の大きなネットワークとは関係を持たず、独立している。図 4-3 は、図 4-1 の外縁部の一部を拡大したものである。

図 4-1 の中央部と外縁部の間の部分は、次数が 1～3 程度で外縁部と同程度であるが、何人かの採録者を辿っていくことで中央部に繋がる関係性を持つ採録者たちである。図 4-4 は、該当する図 4-1 の一部を拡大したものである。

以上から、参照関係ネットワークは、次のように理解することができる。まず、次数の大きい採録者を中核としたネットワークに属するグループと、そのネットワークに繋がらないそれ以外のグループ（以下、外縁グループと呼ぶ）に大きく分けることが可能である。前者のグループは、さらに、次数の大きい採録者同士が緊密に繋がりを持っている中核集団（以下、中核グループと呼ぶ）と、そこに繋がりをするものの中核グループに至るまでに多くの採録者を経なければならないグループ（以下、末端グループと呼ぶ）とに分かれている。

実際の次数よりは、これらのグループのどれに属するかということが、その採録者のステータスに関わりがあると考えられる。すなわち、次数が 1～3 程度で小さかったとしても、中核グループと直接繋がりがあれば、中核グループを形成する一員となる。同じく次数が 1～3 程度でも、外縁グループに属している場合には、次数が 0 であった 8927 名とさほど変わらない位置づけだと考えられる。また、中核グループと繋がるといっても、

11) 図の作成には、ネットワーク可視化ツール Gephi (ゲフィ) を用いた。Gephi は、オープンソースで開発されており、<https://gephi.org/> からダウンロードして、無料で使うことができる。

末端グループに属している場合には、間に何人もの姻戚関係者が必要となるため、中核グループと大きな隔たりがあり、外縁グループと大差はない。

表4-4において次数上位者を示したが、次数の上位者は、ほとんどすべて中核グループに属している。具体的には、次数9以上の154名すべてが、この中核グループに属し、表4-4に挙げた次数6以上の400名で見ても、中核グループに繋がらない者は、わずか14名に過ぎない。

ところで、前号で取り上げた穂積陳重であるが、その参照の中には、渋沢栄一の娘婿が5人挙がっている。渋沢栄一自身も含めれば、穂積陳重の次数10のうちの6が、渋沢栄一と繋がったことによるものである。

このように、次数の大きい者と繋がることで、自身の次数が大きくなる可能性が高くなることがわかる。姻戚関係には、血縁者の人数という限界があることを考えると、次数が大きくなるためには、次数が大きい他の有力者と繋がっていることが必要となる。逆に言えば、次数の大きい者は、他の次数が大きい者と繋がっている可能性が高い。次数9以上の154名すべてが、この中核グループに属していることは、必然だと考えられる。

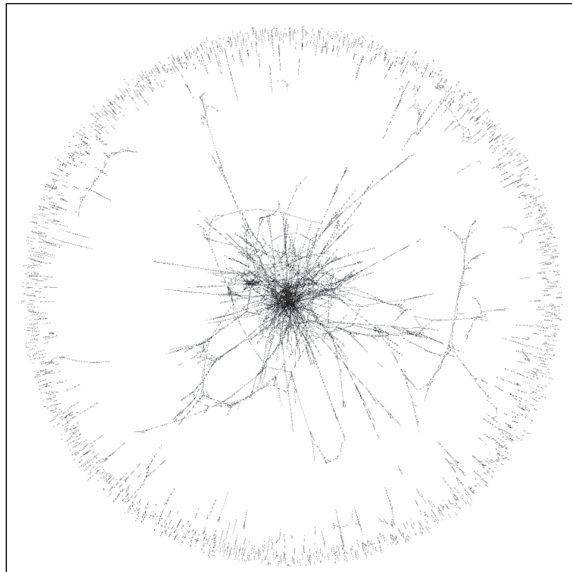


図4-1 参照ネットワークの全体像

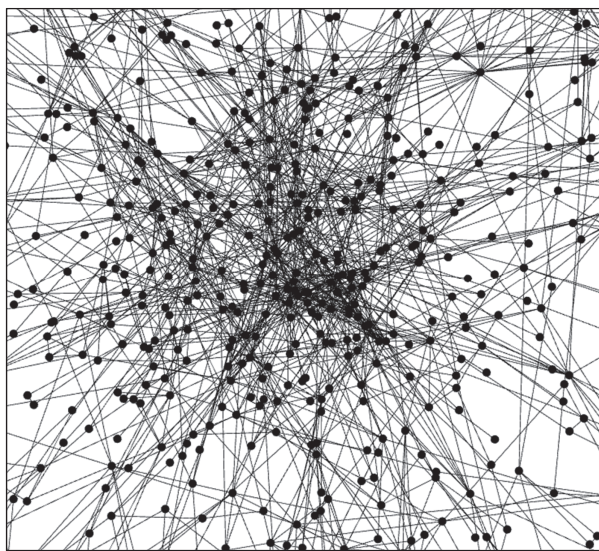


図 4-2 参照ネットワークの中核グループ

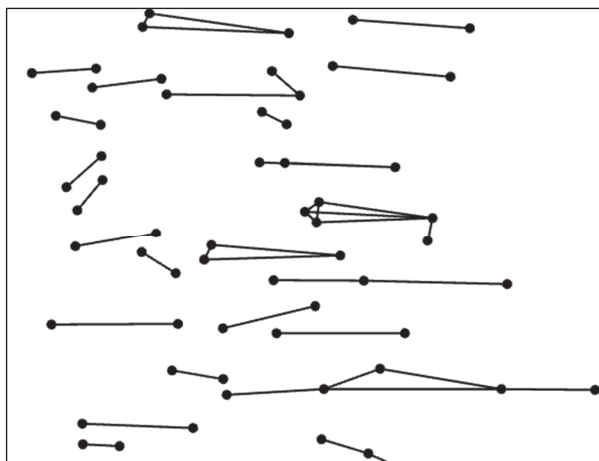


図 4-3 参照ネットワークの外縁グループ

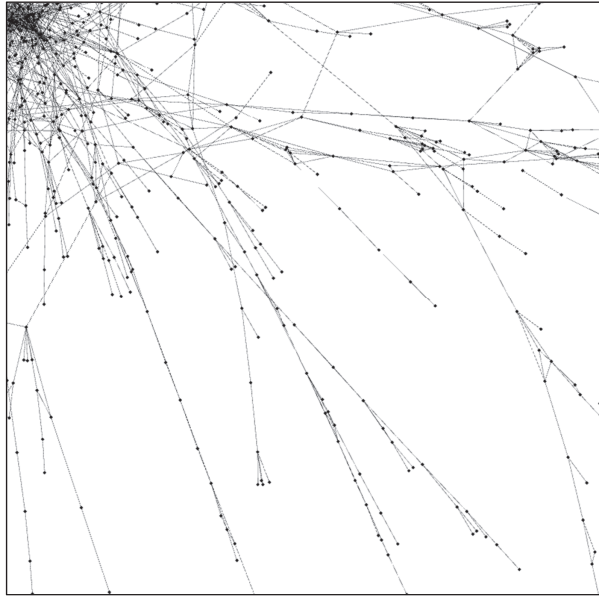


図 4-4 参照ネットワークの末端グループ

三 参照ネットワークの可視化による次数上位者の分析

参照ネットワークの全体分析から、次数の上位者が中核グループとして主要な役割を担っていることがわかってきた。そこで、ここからは、次数上位者のみに焦点を当て、ネットワークにおいてどのような繋がり方をしているのかを明らかにする。

中核グループは、図 4-2 から分かるとおり、非常に緊密な関係が形成されており、この状態で詳細な検討をおこなうことは難しい。そこで、一定以上の次数を持つ者のみに表示を限定することで、主要部分を浮かび上がらせて分析をおこなう。

まず、次数 17 以上（上位 12 名）の者だけを表示する（図 4-5）。この状態でも、次数最上位の 5 名のうち、松平頼壽、伊達宗陳、鍋島直大、徳川家達は姻戚関係として繋がりを持っている。その中でも、次数最多の松平頼壽は、ハブのような役割を担っている。これに対して、岩崎久彌は、次数最上位の 5 名の一人でありながら、この時点では孤立した状態であり、

姻戚関係として繋がりを持たない。他方、次数上位者の中で数少ない平民である三井高保は、この時点で既に、次数上位の華族と姻戚関係を有している。

次に、次数 11 以上（上位 81 名）の者まで表示を広げてみる（図 4-6）。この状態になると、次数最上位者の松平頼壽らを含んだ、旧華族が大半を占める、緊密なネットワーク（クラスター）が形成されていることがわかる。

他方、旧華族中心の大きなネットワークとは繋がらずに、松方一族を中心としたネットワークグループが存在する。松方正義には、多くの子供がおり、その子供たちほとんどすべてが、『人事興信録』の採録者となっている。その子供たち同士に姻戚関係がある結果、松方一族全員の次数が高くなり、可視化において、このような形で現れている。これに対して、岩崎久彌は、この時点でもまだ大きなネットワークを形成できていない。

次数 11 以上の 81 名の中には、士族・平民が 11 名存在する。この 11 名は、三井家の 2 名（三井高保、三井武之助）を除くと、旧華族中心の大きなネットワークとは繋がっていない。

以降、限られた紙幅では表示することが困難であるため図示しないが、さらに、次数を 10 以上にすると、岩崎久彌は、ようやく、旧華族のネットワークと繋がりを持つことができるようになる。また、松方一族もこの段階で旧華族のネットワークと繋がりを持つことができる。

さらに、次数を 9 以上にすると、安田善之助（二代目善次郎）や住友吉左衛門が表示される。両者とも、この時点で、旧華族のネットワークと繋がっているものの、そのネットワークの末端に位置している。これに対して、渋沢栄一は、この段階でも旧華族のネットワークと繋がっておらず、表示範囲を次数 5 以上まで広げて初めて旧華族のネットワークと繋がるようになる。

以上の分析を通じて、次数上位者のネットワークの繋がり方には、差異があることが明らかとなった。その特徴の最大の点は、旧大名・旧公卿を主とする旧華族と新華族・平民とは、異なる繋がり方をする傾向が見られる点である。旧華族は、次数上位者だけに限っても、その上位者同士で繋がりを持っている。また、表示範囲を広げた場合でも、旧華族は、容易にその次数上位者のネットワークの中に結びつく。これに対して、次数だ

けを見ると旧華族と同程度であっても、新華族・平民は、旧華族のネットワークとは容易には結びつきにくい傾向がある。すなわち、新華族・平民は、次数の大きい華族と直接繋がることができず、次数が比較的小さい華族を介して、ようやく繋がることができるのである。ただ、このような差異がある中において、三井家は、例外に位置づけられるだろう。

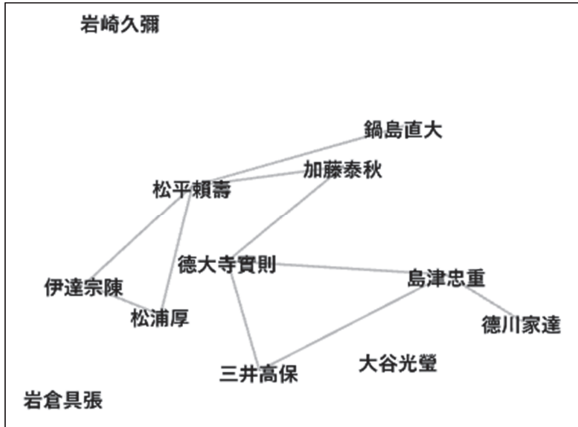


図 4-5 次数 17 以上（上位 12 名）のネットワーク

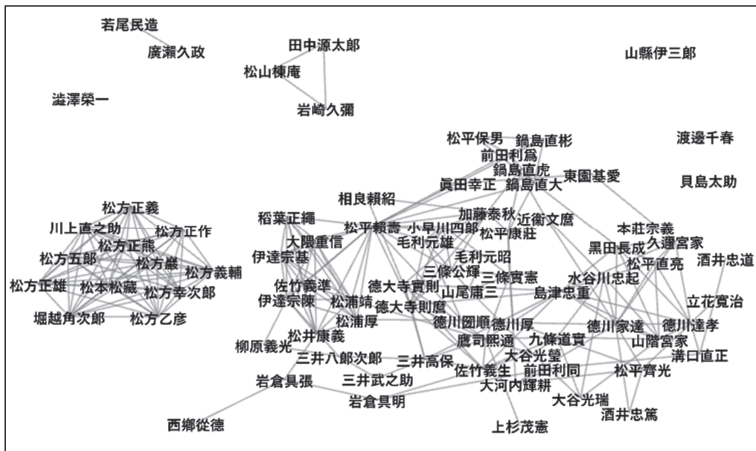


図 4-6 次数 11 以上（上位 81 名）のネットワーク

結語

第二部に引き続き第四部の分析を通じて、『人事興信録』の特徴の一端を明らかにできたと考えている。『人事興信録』第四版を見る限りでは、華族がほぼ100%採録されており、各府県の納税額最上位者も100%近く採録されている。すなわち、身分と財産いずれから見ても、最上位者が網羅されている資料だと言えよう。

また、採録の範囲も、全国に渡っている。各道府県には、採録率に差異があるものの、これは、都市部に資産家が集中していることが影響しており、多くの県の採録率の差異は、誤差の範囲である。もっとも、採録率上位の県と下位の県とでは、採録率に2倍程度の差があることも確かであり、その要因を探っていくことは、今後の課題であろう。

さらに、ネットワークの可視化を通じて、『人事興信録』内の姻戚関係の結びつきを分析した。その結果、次数上位者によって構成される緊密なネットワークに属する者（中核グループ）、そのネットワークに繋がってはいるが隔たりがある者（末端グループ）、そのネットワークと全く繋がりを持たず数人程度のネットワークを構成している者（外縁グループ）に分けられることがわかった。そのうち、中核グループに属している次数上位者であっても、旧華族とそれ以外の者とは、ネットワークの繋がり方に差異があることがわかった。これらのことを前提とした上で、さらに個々の採録者を分析し、この差異がどのような影響をもたらすのか、また、時代によって変化があるのか、さらなる分析を進めていきたいと考えている。

<付記>

本論文については次の公的資金の一部を使わせていただいた。

- ・特別経費「電子立法支援システムを基盤とした法令情報の国際発信・共有のための法学・情報科学の融合研究の推進」（名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センター）
- ・平成29年度科学研究費補助金基盤研究（A）（研究課題番号16H01998）
- ・平成27年度科学研究費補助金挑戦的萌芽研究（研究課題番号15K12160）